

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(2) 「家」の廃止を中心として

WADA, Mikihiro / 和田, 幹彦

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

95

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

85

(発行年 / Year)

1997-10-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006486>

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（二）

——「家」の廃止を中心として——

和田 幹彦

序章

第一節 本稿の対象

第二節 課題の限定

第三節 「家」制度と憲法・民法・戸籍法の相互関係

第四節 先行研究

第五節 新史料

第六節 本稿の位置付け（以上九十四巻四号）

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法の「家」制度

序節

第一款 本章の対象とその限定

第二款 史料状況・先行研究と新史料

第三款 憲法二四条の解釈と、「家」制度の存廃（並び

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（一）（相田）

に存置・廃止の程度）の関係分析の準備

第二節 GHQ／GSの初期起草作業

第三節 日本政府の起草作業とGHQ／GSとの交渉

第四節 補論 憲法制定に関する三月六日以降のGHQ／

GSの方針

——「ハッシー文書」中の憲法の二草案を手がかりとして——

りとして——

第四節 枢密院での審議

第五節 帝国議会・衆議院での審議

——本会議・帝国憲法改正案委員会・「芦田小委

員会」——

第一款 本会議・帝国憲法改正案委員会（以上本号）

法学志林 第九十五卷 第二号

三〇

第二款 「芦田小委員会」での審議

方針決定の予備的考察――

第三款 衆議院本会議の最終日

第三章 戸籍法改正過程の諸段階

第六節 帝國議會・貴族院での審議

第四章 「家」制度廃止を起因とする戸籍法改正

――本會議・帝國憲法改正案特別委員會・同小委

員會懇談會――

第五章 人口動態統計の精密化・ブライバシー保護を起因とする戸籍法改正

第七節 小括

――「第一の流れ」――

――日本側・GSの方針の射程及びその限界――

――「第二・第三の流れ」――

第二章 民法改正過程

結章

――戸籍法改正過程に先行した民法上の「家」廃止

第一章 憲法二四条成立過程と民法・戸籍法の「家」制度

序節

第一款 本章の対象とその限定

「序章」の第三節で述べた様に、占領期の「家」廃止を中心とする戸籍法改正は、第一に、憲法の主として二四条が民法上の「家」制度の改廃を規定的に促し、更にこの民法上の「家」廃止と密接に関連する限りで、戸籍法上の「家」廃止を規定的に促した、という面がある。そこで、本章は、民法・戸籍法の「家」制度の存置・廃止過程の検

討の前提として、憲法二四條⁽³⁾の成立過程⁽⁴⁾を対象とする⁽⁵⁾。

先ず、第一節で、GHQ/GSにおける、憲法二四條の原形の起草過程を見る。その後、第二節では、所謂マッカーサー草案の該当条項を受けての、日本政府側の対応、政府とGHQ/GSの交渉とその結果としての政府の憲法改正草案要綱・改正草案の成立を見て後、補論をはさんで第四節で、草案の枢密院での審議過程、そして第五節で帝國議會・衆議院での審議過程を、更に第六節で貴族院での審議過程を、民法改正過程とも若干関連させつつ、検討する。そして最後に、第七節の小括で、二四條成立過程と民法・戸籍法上の「家」存廢の観点から、誰が、何を、決めたのか、を考察しておきたい。

初めに断っておくが、「家」制度の存廢に対して規定的意味を持ち得た、あるいは占領のごく初期に実際に持ったのは、憲法だけではない。憲法制定作業が始められる遥か前に、一九四五年七月二六日の「ポツダム宣言」の、例えば「十」は、「日本政府は日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし」と謳っている⁽⁶⁾。また、八月二九日時点で既に、米国は、「日本国は「…」非軍事化せらるべし」「…」軍国主義者の権力と軍国主義の影響力は日本国の政治生活、経済生活及社会生活より一掃せらるべし」「…」⁽⁷⁾なる原則を設定している⁽⁸⁾。しかしながら、本稿二章以後に叙述するように、「家」制度の存廢の過程を詳細に検討すれば、この原則は結果的には、「家」制度に対して、憲法が発揮した様な直接的乃至強力な影響力は持っていなかった(換言すれば、憲法に自らの〈使命〉を一旦委ねたために、持つ必要はなかった)。その意味で、この原則は、(すぐ次に述べるマッカーサー三原則の「三」及び)憲法に、いわば発展的に解消したと解しうるので、一九四五年でのその成立や、その後の消長についての検討は、一旦本稿の対象からは外すこととする。

さて、憲法と「家」制度の存廃の関わりにおいて、「誰が、何を、決めたのか」を考察するには、第一に、いわゆるマッカーサー草案成立の前、一九四六年二月四日の時点で、GHQ・マッカーサー自身により示された「The feudal system of Japan will cease. (日本の封建制は廃止される)」⁹⁾という、いわゆる「マッカーサー三原則」の「三」の第一文が、個別条文の草案成立の前・後を通して、如何なる消長を見せたか(及びそのことの意味)をも検討する必要がある。しかし、結果としては、「家」制度をめぐる議論に絞って言えば、この原則は、現行二三条(直ぐ後述)、二四条等に吸収された格好となった。従って、本稿、本章でも、この原則の推移には注で適宜言及するに留め、その詳細な分析は今後の課題としたい。

第二に、現行二四条の成立過程と並んで、現行二三条、一四条のそれも取り上げ得る。しかし、GHQのGS(本稿序章の略語表参照)も、日本側の民法・戸籍法改正草案起草委員達も、「家」制度改革を規定するのは基本的に二四条のみと考えたのか、一三・一四条には殆ど言及していない¹¹⁾。僅かにGHQのCI&E(同前略語表参照)のウィードが、個人的意見として一三条に言及した様子があるのみである。結果として一三・一四条は、民法そして戸籍法改正に対しては、二四条が与えた程の決定的・規定的影響を与えておらず、「誰が何を決めたか」の考察から一旦外し、この二箇条が与え得た影響(また僅かにせよ与えた影響)の分析は別の機会に譲ることとする。

第二款 史料状況・先行研究と新史料

憲法全体の制定過程にかかわる文献、簡単な研究史については、大石眞教授による短いながら網羅的な「憲法制定史の現況」¹³⁾を参照されたい。¹⁴⁾¹⁵⁾

本稿・本章で扱う新史料としては、本稿の序章、第五節「新史料」で挙げた、GHQ文書、ケイデイス及びシロタ「ゴートン」への和訳によるインタビューに加え、先ずシロタ「ゴードン」に対して、(序章公刊後の)一九九七年四月に改めて行ったインタビューがある。更に、以下には、近時公刊ないし公開された史料のうち本稿でも重点的に参照・利用した二点のみを、先ず挙げておく。(大石、前掲、一〇八一—一〇九頁にも挙げられている。尚、他には新史料を全く扱わなかったという趣旨ではない。)

第一に、衆議院のいわゆる「芦田小委員会」の議事速記録として、衆議院事務局編集『第九十回帝国議会 衆議院 帝国憲法改正案委員小委員会速記録』(衆議院、一九九五年、に注目しておくべきであろうし、本稿もこれを利用・引用した。もっとも、この記録の詳細な内容は、英語版ではあるが、一九八三年に既に、森清監訳、村川一郎／西修訳『憲法改正小委員会秘密議事録——米国公文書公開資料——』(第一法規出版、一九八三年、によって知られていた。但し、同書成立の過程は、森清による「序」(頁数無し、巻頭二頁分)に述べられた通り、抑も日本語の議事録をGHQが英語に訳させた米国の公文書を更に和訳したというものであったため、史料としては文言の正確性に多大な留保が必要であった。本稿で参照した二四条の関係箇所を、一九九五年版と一九八三年英語版を比較すると、後書では、各発言者の趣旨は概ね正しく伝えられているものの、細かいニュアンスの伝達には無理があり、⁽¹⁸⁾前書の公刊によって初めて、信頼性の高い史料が整備されたと言える。

第二に、参議院の「憲法改正案特別委員小委員会」の「要旨」と呼ばれる記録である、参議院事務局編集『帝国憲法改正案特別委員小委員会筆記要旨』(財団法人参友会、一九九六年、がある。この史料の内容もまた、従前より、別の史料二点、『貴族院における審議資料 橋本実斐「さねあや」メモ』(社団法人尚友倶楽部、一九七三年(非売品)、

及び『貴族院における日本国憲法審議』社団法人尚友倶楽部、一九七七年（非売品）、により一定程度知られてはいた。この二点のうち、七三年刊行の前書は、巻頭「まえがき」一頁目（筆者不明・頁番号無し）に拠れば、貴族院憲法改正案特別委員会の副委員長であった、「研究会」所属伯爵橋本議員が、審議中に走り書きしたメモを五件集めたものであった。また、七七年刊行の後書も、水野勝邦「まえがき」末尾の「（9）」頁に拠ると、水野が「尚友倶楽部の」委嘱を受け、倶楽部会員の協力を得て、筆者「水野」の責任において完了したものである」ため、事後的な記録に留まる。（水野勝邦は、当時貴族院の子爵議員で、「研究会」会派所属。）従って、両者とも、議事録に代わる部分も含めて、その正確性には一定の留保が必要と言わざるを得なかった。その一方で、九六年に刊行された「要旨」も、当時の貴族院事務局が作成したものではあるが、正式の議事速記録ではない。⁽¹⁹⁾これと、右記別史料二点の内容・文言を比較すると、若干の差異はあるものの、概ね一致している。⁽²⁰⁾いずれの史料も、文言等の正確性には完全に依拠できないものがあるが、三点を総合的に参照することにより、本稿の関心である二四条の貴族院での成立過程は、概ね解明が可能になったといえよう。

本稿では、日本側の史料としては、基本的に、佐藤達夫著・佐藤功補訂『日本国憲法成立史』⁽²¹⁾に依拠しつつ、他の史料で補充している。GHQ側の史料は、一次史料としては可能な限り、GHQの内部文書及び、いわゆる *Hussey Papers* に依拠し、これを *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948. Report of Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers* [1949?; republished in 1968], Vols. I & II に補った。⁽²²⁾（以上四点の、重点的に依拠した文献の詳細は本号末尾の略語表を参照。）更に、インタビューなどにも相当程度依拠したので、その都度注で示しておく。

尚、史料研究としては、大石教授の「憲法制定史の現況」公刊以後、同論考に言及されている⁽²²⁾、笹川隆太郎・布田勉「憲法改正草案要綱の成立の経緯」⁽²³⁾は連載が第「(5)」回まで進み、「解説を加えた「憲法改正草案要綱の成立の経緯」については、近く一書に纏める予定である」⁽²⁴⁾とのことである。更に、大石教授も言及しており、右「憲法改正草案要綱の成立の経緯」と「姉妹編」をなす史料研究が、笹川隆太郎・布田勉・ウィクター・カーペンター「エラマン手帳(E)メモ」⁽²⁷⁾であり、その後連載も「その四」⁽²⁸⁾まで進んでいる。(ただ、この「メモ」自体は既に知られており、新たにアクセスが可能となった「新史料」ではない。)これら史料研究は、双方とも、大石教授は軽く言及しておられるのみだが、その作業の緻密さにおいて注目すべきものがあり、特に前者により、文字通り三月六日付の日本政府の「憲法改正草案要綱の成立の経緯」の詳細の解明が従前よりもかなり進んだと言える⁽²⁹⁾。

第三款 憲法二四条の解釈と、「家」制度の存廃（並びに存置・廃止の程度）の関係分析の準備

本論に入る前に、憲法二四条の解釈と、「家」制度の存廃（とその程度）の関係を分析するために、以下の（1）（2）を前提としておきたい。

（1）憲法制定過程における二四条の解釈と「家」存廃

二四条は、「家」存廃の観点からは、憲法成立過程においては如何に解釈されていたのか。簡単な分類としては、先ずは以下の①②③の三通りの解釈があり得よう。

①「存置」の一義的解釈。即ち「家」存置を前提とし、運用上の選択肢の存在は論じない。

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（二）（和川）

②二義的解釈。即ち「家」存置・廃止ともに可能」とする運用上の選択肢存在論である。

③「廃止」の一義的解釈。即ち「家」廃止のみが可能、とする、運用上の選択肢不存在論である。

後にみるように、実際にはこれらに加えて、殊に吉田茂が首相であった自由党内閣では、次の④の立場が多くとられた。

④解釈・運用一任論。即ち二四条と「家」存廃を、一旦分断するか、あるいはそれらの相互関係に全く言及せず、具体的法改正内容は、(本稿二章で扱う)臨時法制調査会・司法法制審議会等に、一旦二任する旨を示すに留める。⁽³⁰⁾

①②③は一応相互排他的だが、論者が①②③のいずれを採るか明示しない場合、あるいは暗示・示唆するのみの場合、④が併用されうる。

(2)「家」制度の存廃とその程度

法的「家」制度の存置・廃止と言っても、悉無律的に二分されるわけではない。(1)の①―④いずれを採るにせよ、その場合「家」の存廃をどの程度に留めるのか、が問題となる。民法・戸籍法上の「家」存廃を簡単に整理するために、次の表1「家」制度存廃マトリクスのごとき分類が可能であろう。

先ず、民法上の「家」制度の根幹をなす内容として、戸主権と家督相続の二つを設定する。以下、旧法とは一九四五年八月時点の明治民法を指す。

次に、表の横に、戸主権の扱い、及び「戸主」の地位・呼称を、そして表の縦に、家督相続の扱い、及び「家督相続」の呼称について分類する。仮に、便宜上、戸主権・家督相続をを実質的に、A…旧法のまま維持 B…やや弱体

表1 「家」制度存廃マトリクス

		家督相続の扱い 及び 呼称					
		A	B	C	C'	D	D'
戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（一）（和出） 戸主権の扱い及び「戸主」の地位・呼称	A	〈A〉	A/B	A/C	A/C'	A/D	—
	B	B/A	〈B〉	B/C	B/C'	B/D	—
	C	C/A	C/B	〈C〉	C/C'	C/D	—
	C'	C'/A	C'/B	C'/C	〈C'〉	C'/D	—
	D	D/A	D/B	D/C	D/C'	〈D〉	—
	D'	—	—	—	—	—	〈D'〉

戸主権・家督相続を A: 旧法のまま維持 B: やや弱体化 C: 相当弱体化 D: 完全に廃止 と表す
更に呼称を廃止する場合 A' B' C' D' と表す
(但し A' と B' は非現実的)

/ の前に戸主権の扱いを、/ の後に家督相続の扱いを表す

例: B/C' 戸主権は やや弱体化 (但し、「戸主」の呼称は残す)

家督相続は 相当弱体化 (かつ、「家督相続」の呼称は廃止する)

左上から右下への対角線上 〈A〉は A/A 〈B〉は B/B …… 〈D〉は D/D 〈D'〉は D'/D' を表す

「家」制度の存廃 例: 〈A〉×〈B〉: (程度の差こそあれ)「家」の存置

〈D'〉: 「家」の廃止

〈C〉: 「家」「戸主 (権)」「家督相続」の呼称は残る場合

〈D〉: 実体は廃止だが、「家」「戸主」「家督相続」の呼称は残る

→〈C〉×〈C'〉×〈D〉等を、存置・廃止いずれとみるかは検討の必要がある

化 C…相当弱体化 D…完全に廃止 の四通りの場合に分けておく。更に、A B C D 各々の場合に、「戸主」「家督相続」という呼称を廃止する場合には、A' のように、ダッシュ（アポストロフィー）を付す。論理的には、戸主権、家督相続それぞれについて、A、A'、B、B'、……D、D' のように八通りの場合が考え得る。

しかし、現実的にあり得るのは、また実際に法改正過程で意識された選択肢は、A、B、C、C'、D、D' の六通りである。A' や B' のように、内容は旧法のまま維持し、「戸主」や「家督相続」、更には「家」という呼称のみを廃する、という選択肢は非現実的であり、殆ど考慮もされなかった。（その一方で戸主については、戸主権を皆無にしつつ、「戸主」という制度だけは残すという選択肢 D が、例えば戸籍法で実際に考慮されたことは、後に本稿三、四章でみる通りである。）そこで、このマトリクスでは、縦横とも六つに場合分けし、 6×6 の三十六通りの選択肢を想定した上で、具体的法改正過程で、どの選択肢が考慮されたかの分析に用いることとしたい。言うまでもないが「やや」「相当」弱体化させる、という概念は相対的かつ不正確なものであり、このマトリクスも厳密性には欠ける。ただ、憲法二四条と「家」存廃をめぐる、当時の錯綜した議論を分析する目的に資する限りで、限定的に利用しようとするに過ぎないことを留保しておく。

今後、／を挟んで、／の前に戸主権の扱いを、／の後に家督相続の扱いを表すことにする。例えば、「B/C'」と言えば、戸主権はやや弱体化、但し「戸主」の呼称は残す、更に家督相続は相当弱体化させ、かつ呼称も廃止する、という選択肢を指す。

尚、現実的には、戸主権・家督相続 各々の扱いの組み合わせとしては、マトリクスの左上から右下への対角線上の、〈A〉〈B〉〈C〉〈C'〉〈D〉〈D'〉と〈／〉で括った六つのケースが、いわば最もバランスが良く、実際にも選択

肢としてよく挙げられた。しかしながら、例外的とは言え、当時の改正関係者によつては、ややバランスを失しているようにも、例えばC/Aや、C'/Bに該当する新法制度が真剣に考慮されたことは看過されてはならない。⁽³¹⁾

また、旧法を改正する際にも、「戸主」(または戸主にあたる者)とは、単独で「家督相続」(またはこれにあたる相続)をした者、と一応定義しておく。この定義によれば、どちらか片方がD'の場合は、D'/D'、即ち〈D〉の組み合わせしかあり得ない。従つて、実際には三十六通りではなく、二十六通りの選択肢があることになる。(マトリクス参照——あり得ないケースは「—」で示した。)更に、便宜的にはあるが、戸主・家督相続のいずれか一方でも呼称が残るならば、「家」という呼称も残ることを前提とする。

このマトリクスでは、例えば戸主権のCは、現在の「戸籍筆頭者」(詳細は本稿四章に譲る)を「戸主」と名付け、形式的・象徴的な「戸主」を残す、またC'であれば現行戸籍法の「戸籍筆頭者」のごときものを想定できよう。「戸主権」類似の効果が、現在の「戸籍筆頭者」にもみられることにつき、四章で詳説する)。更に、家督相続のB、Cは、戸主の相続優先度合や「家督相続」の対象となる財産の比率を低めることが考えられよう。また、C'としては、現行民法の八九七条一項の「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者がこれを承継する」などがこれにあたると理解してよからう。従つて、マトリクスのC'/C'、すなわち〈C〉が、概ね現行民法・戸籍法の状況に該当すると言えよう。尚、何がBの「やや」、Cの「相当」、という弱体化にあたるか、は本章及び二章以下で具体的に確認していくこととしたい。

さて、例えば〈A〉〈B〉は、程度の差こそあれ「家」の存置となる。他方で、〈D〉が「家」の廃止となることは

当然である。では、〈C〉のように、「家」「戸主（権）」「家督相続」の名称はとりあえず残る場合、また〈D〉のように、実体はゼロであるのに、「家」「戸主」「家督相続」の名称のみが残る場合、法改正過程では、これらは「家」の存置・廃止のいずれとして言及または意識されたのであろうか。更に、これらは客観的には存廃いずれと考えるべきなのであろうか。

この点を、本章及び二章以後に見ていくこととしたい。

第一節 GHQ/GSの初期起草作業

GHQ/GSが日本の憲法の草案起草に至った背景・過程等はつとに知られている⁽³²⁾。本稿・本節では、現行二四条の詳細な成立過程に、焦点を絞ることとする。

周知の通り、二月四日から一二日まで、GS内で憲法草案の起草が行われた。Civil Rights Committee（以下便宜的に、「人権委員会」と記す）は、H・E・ワイルズ（Harry Emerson Wildes）、P・K・ルースト（Pieter K. Roest）、ベアーテ・シロタ（Beate Sirota）三名で構成されていた⁽³³⁾。この委員会では、「家」制度・家族と関連の深い条文を、当初起草したのが、当時二十二歳であったシロタであったことは、近時知られる所となった⁽³⁵⁾。男性である前二者のうちルーストが、女性に關係の深い条項は、シロタが起草すればよいだろう、として一旦彼女に任せた⁽³⁶⁾。シロタは自身が五歳の時に両親とともに来日後、約十年に亘って日本で生活したのであるが、その間（一九二九—三九年）に見聞した日本における女性の低い地位を改善すべく、この憲法草案起草で努力したという⁽³⁷⁾。更に、彼女が起草

した条項案を他の二者も支持して、これを人権委員会の草案として Steering Committee（以下「運営委員会」と訳す）に提出した。

この、GSの所謂「第一次試案」中、「家」制度改廃に直接関連する現行二四条の原型である条項の全部（とその和訳）は、次の通りである。

18. The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Hence marriage and the family are protected by law, and it is hereby ordained that they shall rest upon the undisputed legal and social equality of both sexes, upon mutual consent instead of parental coercion, and upon cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.⁽³⁸⁾

(18) 家族は人間社会の基礎であり、その伝統は、よきにつけあしきにつけ国「全体」に浸透する。それ故、婚姻と家庭とは法の保護を受ける、「そして、婚姻と家庭とは、」争いなく認められている両性の法的かつ社会的平等に基礎をおき、親の強制ではなく相互の合意に基づき、かつ男性の支配ではなく「両性の」協力に基づくべきことを、ここに定める。これらの原理に反する法律は廃止され、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻および家族に関するその他の事項を、個人の尊厳と両性の本質的平等の立場から見ると他の法律に替えられる。⁽³⁹⁾〔和田訳〕

である。同時にシロタは非嫡出子の平等化、養子縁組の際の夫婦の平等、長子相続廃止に関わる以下の条項も起草し

ており、人権委員会も支持していた。

19. 「…」嫡出でない子は、法律上不利利益 (legal prejudice) を被ることがあってはならないし、その身体的、知的及び社会的成長につき嫡出子と同一の諸権利及び諸機会が与えられなければならない。

20. 夫と妻の両者が生存している場合には、両者の明示の同意がない限り、子が他の家庭の養子とされてはならないし、また養子は、優先的な取り扱いを受けて家庭の他の構成員に不利利益を与えることがあってはならない。長子相続の諸権は、ここに廃止する。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾ [傍線和田]

以上の条項のうち、結局運営委員会での審議を経て、GSの所謂「第二次試案」となる段階で右記の「18」項は残ったが、「19」「20」は、削除された。後二者については、ケイディスが削除すべき理由として、Civil Rightsの部分は全体として長くなりすぎている、⁽¹³⁾「19」「20」などの内容は憲法に規定すべきものではなく、後で民法に規定させればよい、と繰り返し主張している。⁽¹⁴⁾これに対し、人権委員会のルーストは、ヨーロッパ諸国などの憲法には、既にこうした「19」―「25」社会福祉的な規定は多々あり削除すべきでない、と主張しており、更にワイルズも、日本に社会改革をもたらすために必要だ、として、両者ともこれらの条項を強力に支持した。しかし結局、GS局長ホイットニーが、社会立法に関する細かな点は省略すべきである旨を述べ、ようやく彼の「鶴の一声」で削除が決着している。正にシロタが起草した「19」から「25」という社会福祉に関連する部分が、その削除の対象であった。⁽¹⁵⁾

シロタは、非嫡出子の平等化、養子縁組の際の夫婦の平等、長子相続廃止などの改革を確実にするため、その趣旨を民法よりも高位の憲法に規定しておくべき、と個人的には確信していた。しかし、そもそもシロタは、運営委員会での発言権は極めて弱く、(ホイットニー不在の) ケイディスとの会議に二回のみ、一時間程度出席しただけであり、

ケイデイス、ホイットニー等上司の反対意見には譲歩せざるを得なかったわけである。⁽¹⁶⁾

その一方で、「18」については、この後、GS内部で、「それ故」「婚姻と家庭とは」「法の保護を受ける」及び、「…基づくべき」ことを、ここに定める(ordered)⁽¹⁷⁾という部分が削除されたのみである。従って、二月三日に日本側に提示された所謂マッカーサー草案(今後「マ草案」と略することがある)でも、現行二四条の源となった第二三条は、以下の通り「18」項の右記の部分と大差はない条文となったのである。⁽¹⁸⁾

Article XXIII The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Marriage shall rest upon the indisputable legal and social equality of both sexes, founded upon mutual consent instead of parental coercion, and maintained through cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.^{(19) (20)}

第二節 日本政府の起草作業とGHQ/GSとの交渉

GSの案に対して、日本政府は、マッカーサー草案の第三三条第二文の、婚姻の合意の項は若干の文言を削除した上で残したものの、第一文、第三文は全て削除したものを、三月二日の段階で対案として作成している。

第三十七条 婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦ガ同等ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(一)(相田)

協力ニ依リ維持セラルベキモノトス⁽⁵¹⁾

日本政府は、この三月二日付けの憲法改正草案全体を、四日にGSに提出する。周知の通り、この草案を巡って三月四日深夜（五日早朝）に、政府はGSと徹夜の交渉を行うことになる。四日夜半から五日にかけての交渉の出席者は、当初は、松本「憲治」大臣、佐藤達夫自身、白洲次郎に加え、外務省の囑託、長谷川元吉・小畑薫良であったが、四日昼過ぎに松本大臣は退出し、そのまま戻らなかった。更に四日の午後八時半過ぎには、岩倉規夫書記官が参加した。この後ほどなく始められた、逐条審議では、GHQ/GS側の「レギュラー・メンバー」は、「大体において」ケイデイス及びハッシー（Alfred R. Hussey, Jr.）であり、「この二人を中心にして、ときどきちがった顔ぶれが加わった」という。また、通訳は、GHQ側は、大体シロタで、日本側は「白洲氏にもときどき発言をたのんだ」という。さて、GSは、この四日に、当初GS内部で日本側の三月二日草案を検討し始めた。このGS内部での検討を終える頃にGSは、日本政府の対案ではなく、マッカーサー草案自体を交渉の題材として取り上げることとした。GS、日本側双方が同席した交渉が始めて後、五日の午前二時頃、マ草案の二三条が審議された。この時のGHQ民政局側の在席者には、ケイデイスと、通訳としてゴードン（Joseph Gordon）、シロタ、ヘースコウィッツ（J. Herskowitz）がいた。日本側は、佐藤達夫はほぼ間違いないく在席していたようであり、他に通訳を含めて二名が在席していた模様である。

マ草案二三条が審議された際、冒頭に、日本側は、この条文案の内容が「too broad（広範にわたりすぎる）」と言いき、また「totally inconsistent with Japanese history or law（日本の歴史・法に全くそぐわない）」ものであり受け容れ難し、として、GSに強く反対の意を表明した。これに対し、ケイデイスが、それまで主として日本側のため

に通訳をしていて、日本側の評判も良かったシロタを指して、“Miss Sirota has her heart set on it. Why don't we pass it?”（ミス・シロタは、この条項に多くを期待しています。このまま通しませんか？）⁽⁶⁵⁾と云ってその場の雰囲気⁽⁶⁶⁾を和らげたところ、日本側は基本的にはこの条項を受け容れることとした模様である。尚、シロタはこの日の交渉には、純粹に通訳として在室・同席していたので、ケイデイスがこの一言を言ったときに、日本側はシロタがこの条項の草案を書いたことは全く知らなかった。また、ケイデイスもこの発言の前後に、起草者がシロタであったことを日本側に説明などはしておらず、日本側はこの点は知らないままであった。⁽⁶⁷⁾

この晩の交渉の結果、マ草案の第一文は、日本側の提案により、「文章として日本の法制の体裁に合わないから・ということ」で削除することにGHQ側も同意しているが、内容上日本側の反対が強かったと思われる第二・第三文については、基本的に日本側がこれを受け容れたのである。先ず、「両親ノ強要ノ代リニ」「…」、男性支配ノ代リニ「…」等、若干の文言を削除・変更する旨、GSと日本側は合意した。更に、「此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ……」「ママ」他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ」の部分はマ草案「第九〇条によつて完全にカバーされることを指摘した結果、これを削って、その部分を」、以下に見る形で、マ草案の「第二項をとり入れた」、という。この結果につき、GHQ側は、「改善だ」と言っている。⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾この段階での、日本文の条文は以下の通りとなった。

第二三条 婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦ガ同等ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルヘキモノトス

配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚セル法律ヲ制定スヘシ⁽⁷⁰⁾

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程（二）（和川）

詳細な分析は第七節の小括に譲るが、当該条項の実質的内容（具体的には第二・第三文）に関する限り、この日の交渉では、GS（特にケイティス）はマ草案二三条原案を、内容上は譲歩不可能として位置付けていた、と考えられる。結局GSは譲らずに、日本側が折れた、と言ってよい。

翌日五日から六日にかけて、日本側の希望で、「三月四日」からの司令部での会議によって、英文の形で各条文の実体が一応かたまっていったわけであるから、英文をうごかさないという枠の中で、日本文の表現を整える」という「字句の整理」が行われた。⁷²「第二条」は、若干の文言上の修正に加え、英文の“individual dignity”に対応する表現が「個人ノ威厳」から「個人ノ權威」と変えられた。⁷³その上で、以下の条項「変更点に和田が傍線を付した」が、六日に日本政府の要綱案として発表された。

第二十二 婚姻ハ両性双方ノ合意ニ基キテノ成立シ「」削除 且夫婦ガ同等ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト

配偶ノ選択、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ビ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ權威及両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト⁷⁴

これは、現行二四条とほぼ同一の文言かつ内容である。この後、現行二四条は文言の修正が若干あるのみ（主たるものは、「權威」の「尊嚴」への変更）で、内容上はこのまま制定・施行された。結果的には、この時点までの憲法制定過程が二四条にとっては決定的・規定的であったことになる。（但し、次節で述べる点を留保する必要がある。）

第一節、二節で考察した過程において、GHQ/GSは、この時点までに、二四条の解釈と、「家」存廃の程度に

つては、如何なる理解であつたのだろうか。換言すれば、二四条によって、GHQほどの程度までの「家」の改廃を、射程に入れていたのだろうか。この点は、詳しくは本章の、第七節の小括に譲り、ここでは以下の点だけを確認しておきたい。二四条の文言上、「家」制度の廃止は直接には規定されておらず、その点に限れば、GHQ/GSも、絶対的に③「廃止」の一義的解釈を要請するのではなく、②二義的解釈も許容範囲としていた可能性はある。⁽⁷⁵⁾しかしながら、二四条には、戸主権・家督相続を相当程度に弱体化（〈C〉〈C'〉）、あるいは廃止（〈D〉）すべし、とするGSの明白な意図がみられる。⁽⁷⁶⁾

第三節 補論 憲法制定に関する三月六日以降のGHQ/GSの方針

——「ハッシー文書」中の憲法の一草案を手がかりとして——

結果的に、三月六日以後、二四条が殆ど修正されなかった事實は、しかし、憲法が帝国議會を通過した十月七日、あるいは枢密院で可決した十月二十九日までの間に、修正の可能性がそもそも僅少であつたことを意味するものではない。枢密院、衆議院、貴族院での修正（の可能性）は次節以下でみるとおりだが、それ以前にも、二四条のみならず）憲法草案には、内容にも関わる修正があり得たことは、改めて指摘しておく必要がある。本補論では、その一例を示しておきたい。

GHQの内部文書である所謂「ハッシー文書」中に、一九四六年三月六日と四月八日の間という憲法制定過程の重要時期に作成された、日本国憲法の英文草案がある。⁽⁷⁷⁾ GHQはこの草案を重視したのか、詳細に検討している。しか

しこの草案については、今まで参照し得た文献からは、作成者の名前のみならず国籍も、別途原典が存在するか（存在するならばその言語）も、GHQの入手経緯も、判明しない。（一応、日本人が日本語で起草したのではないかは思われるものの、確定できない。）草案の内容は、同年三月六日の日本政府の憲法改正草案要綱を修正したもので、天皇の地位を強化し、主権在民原則を排除する一方で、社会福祉政策をも含め国家による積極的介入を規定する、という独自の性格を持つ。この草案全体の、詳しい紹介・典拠・作成者の推測・その位置づけ・検討の意義・先行研究については、拙稿に全面的に譲り、現行二四条に該当する条文のみを紹介しておく。家族・婚姻等に関わる右記政府要綱の第三項（現行第二四条とはほぼ同じ）は、この草案では二五条として、一・三項の規定の導入により大幅に修正されており、二項に僅かに要綱の原形を留めるのみである。⁽⁸⁰⁾

第二五条 国は、社会の第一次単位として、社会秩序の必須の基盤として、また国の福祉に不可欠なものと
して、家族の構成 (constitution) と権威 (authority) を保護することを保障する。

婚姻は両配偶者の自由な合意に基づく。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選択、離婚並びに婚姻に関するその他の事項に関しては、婚姻の制度を擁護するよう、また個人の尊厳と両性の本質的平等を保障するよう、法によって規制されなければならない。

家族内での婦人の生活によって婦人は、それなしには公益が達成されることのできない支援を国に与えるがゆえに、国は、母親が経済的必要によって労働に従事することを強いられ家族内での母親の義務を怠るに至ることがないように、努めねばならない。〔和田訳〕

GSのハッシーはこれを、「二三条の、問題ある (questionable) 代案。真の保証が与えられていない。」⁽⁸¹⁾「家族に関わる諸規定は、家の現状及び妻に対する現在の差別的継続を事実上温存するように変更されている。」と指摘して

(82)
いる。

この草案や、Paul de Garmathy あるいは関西在住の日本人グループによる日本の憲法諸草案等、他の類似例が示唆する諸点も、右拙稿に譲る。⁽⁸³⁾ 本稿では、この草案が、三月六日の要綱成立前後にも、GHQが、政府外の人物や集団による反応・別案起草に細心の注意を払っていたことのみならず、情報を吸い上げるチャネルを非公式に開放していたことを示すとも考えうることを、指摘しておきたい。更に、GHQが情報を受けるのみならず送り出していくチャネルが、一般論としてもある程度開放されていたと言い得るならば、この草案も、後の憲法草案・現行憲法に影響を与え得る可能性もあったと考えられる。⁽⁸⁴⁾ 従って、三月六日時点の二四条草案が、現行憲法とほぼ同一である点から直ちに、修正の可能性が皆無だったとは、論理的にも、また右に見た通り実際にも言えないのである。

第四節 枢密院での審議

現行二四条の三月六日案は、その後、枢密院では内容上の修正も一切受けることなく、そのまま帝國議會に提出されることになる。

四月一七日から六月三日にかけて審議が行われた枢密院では、現行二四条に関わる議論は、以下のみである。⁽⁸⁵⁾ 第四回、一九四六年五月六日の林委員による質問、

- 1、第二十二條ハ社会組織ヲ個人主義ニ任セ家族主義ヲ廃セントノ趣旨ナリヤ
- 2、「家族に関する其の他の事項」トハ何ゾヤ⁽⁸⁷⁾

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (二) (和田)

に対し、入江法制局長官、及び佐藤次長の返答は、

- 1、家族制度ヲ正面ヨリ禁止セルモノニ非ズ
- 2、戸主ノ同意ヲ廃止スルガ如シ⁽⁸⁹⁾

というものであった。⁽⁹⁰⁾ また、これに引き続き、松本内務大臣は、

- 1、婚姻ハ両性ノ自由ニ全然放任スルノ意ニハ非ズ、⁽⁹¹⁾ 両性ノ合意以外ノモノヲ以テ婚姻成立ノ要件トナスヲ得ザルノ意ナリ、⁽⁹²⁾ 但シ未成年者ノ婚姻ノ場合ニ於ケル戸主ノ同意スラ定メ得ズトノ立法趣旨ニハ非ザルベシ⁽⁹³⁾

と説明している。

他には、家族関係は夫婦財産制について若干の説明があったが、ここでも「家」制度の（何らかの形で）存続が前提とされている。⁽⁹⁵⁾

以上の入江・佐藤の返答は、③「廃止」の一義的解釈を否定しているが、①「存置」の一義的解釈を採るのか、②の二義的解釈も射程に入れているのか、必ずしも明確ではない。その上で、戸主権は弱めることは言明する（BからCの範囲、あるいはC程度もあり得るか？）ものの、家督相続に関する議論はなく、その結果、（現行）二四条の運用上、「家」存続をどの程度とするかも、明示してはいない（〈B〉―〈C〉の間か？）。こうした対応は、以下に見る、衆議院での政府の説明でも、当面は維持されるのである。

第五節 帝国議会・衆議院での審議 —— 本会議・帝国憲法改正案委員会・「芦田小委員会」 ——

以下では、現行憲法二四条成立過程中、帝国議会にて「誰が」「法的」「家」制度の存置あるいは廃止を」決めたのか、の究明を試みる。鍵となるのは、誰が、二四条は法的「家」制度のどの程度の存置・廃止を要請する、と解釈したのか、である。結論を先取りするが、与党自由党は、衆議院では、二四条は「家」廃止を要請しないとの解釈を示しながら、その後貴族院では、「家」廃止を要請する、と解釈を変えている。自由党に限らず、各政党、論者は、二四条が「家」廃止を要請するか否かにつき各々の解釈に従って、二四条の修正を含む如何なる対応に出たのか。誰が、「家」存廃を、決めたのか、の究明のためには、次の対応を検出する必要がある。

要請しない↓「家」を廃止しない。あるいは、要請しないにも拘わらず廃止する。あるいは、廃止を要請するように二四条を修正する。
に二四条を修正する。

要請する ↓「家」を廃止する。あるいは、廃止を要請しないように二四条を修正する。
二四条が「家」制度廃止を要請しているや否やを巡る議会両院での議論は、混乱・錯綜⁹⁶している。その原因は、当時の大臣・議員が「家」の存廃を議論する際に、「家」存置、「家」廃止、各々の内容が各人、また同一人でも場合により微妙に擦れていることにある。これを、表1のマトリクスを基準として、検討していく。

さて、六月二〇日から一〇月七日までが所謂「憲法議会」、第九〇回帝国議会である。

第九〇回帝国議会は、六月二〇日の衆議院本会議開催以後、帝国憲法改正案委員会（委員長 芦田均）が、六月二十九日より八月二二日まで、二十一回開かれている。時系列に沿って、まずは自由党内閣の解釈を検討するために、以下に吉田総理大臣、金森憲法改正担当國務大臣、木村司法大臣の発言を中心に追っておく。

第一款 本会議・帝國憲法改正案委員会

(一) 吉田首相

先ず、総理大臣吉田茂の草案二二条（現行二四条となる）の解釈を、六月二六日の本会議の発言に見る。

原次郎（日本進歩党）の質問に対する答弁で、吉田は、「二二四条二項」の目指す所は所謂封建的遺制「…」を払拭することであるという一方で、すぐ続けて二四条二項は「随つて戸主権、家族、相続等の否認は致しませぬ。」⁽⁹⁷⁾「強調和田」と結論づける。引き続き、「日本の家族制度、日本の家督相続等は日本固有の一種の良風美俗であり、二四条は（あるいは憲法は全体として、の意であろうか）「この点に付ては特に何等規定して居りません」と言明した。吉田の立場からは、「戸主権、家族、相続」は「封建的遺制」ではないから、二四条がこれらを「否認」しないことは、「随つて」の表現通り、順接する言明となつた、と理解するのが自然であろう。更に、二二四条二項の「…」相続、「…」離婚並び婚姻「…」ニ関シ「…個人ノ權威及」⁽⁹⁸⁾両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキ」との文言に直面しながら、吉田はなお「家族制度」、「…」家督相続等「…」に付ては特に何等規定して」いない、との解釈を示した。この解釈が破綻するのは必定であつた。この時点では、吉田は、二二四条は「家」制度には触れていない、との理由付けで、論理的に①「存置」の一義的解釈を採つたことになる。

その一方で、吉田は、具体的法改正については、「今議會に於て各位の御議論、委員会等の御意見を十分に參酌致しまして適当に改廃を行う考えであります」と、④の解釈・運用一任論を併用している。そして、あたかも憲法とは一旦無關係に、民法等（の「家」を念頭におきつつ）、「改」「廃」を、表一のマトリクスの〈A〉―〈D〉のいずれ

にすべきかは主張しないものの、「戸主権、家族、相続等の否認は致しませぬ」との言明から、基本的には〈B〉程度をねらっていたことが推測される。

(2) 金森憲法改正担当国務大臣

次に、金森の発言は、如何なる解釈を示しているであろうか。同日、やはり本会議に於いて、北浦圭太郎（日本自由党）の、「……従来の親族法、相続法は個人の權威に立脚して改正せられますから、余程御注意なされない、子供は親の意に反して妻を迎え、住居を変え、親の意に反し善良なる妻を離婚する。」との保守的トーンの質問に対する答弁で、金森は、「家族制度、相続制度にも相当の変化のあることは予見できまするけれども、……これに依って直に戸主権とか親権とか云うものがなくなると云う前提は執って居りませぬ。」と述べて、③「廃止」の一義的解釈を否定し、②「二義的解釈に言及しないことにより、①「存置」の一義的解釈を採ることを示唆している。その一方で、「家族制度、相続制度にも相当の変化」があると予見できる、と、表1のマトリクスの〈A〉はあり得ないものの、〈B〉〈C〉程度に収まることを念頭に置いていたと推測できる。

(3) 木村司法大臣

更に、木村の、衆議院、帝国憲法改正案委員会での早い時期の答弁は、二四条の解釈において吉田、金森と異なるであろうか。

まず、七月二日には、同じく北浦圭太郎（日本自由党）が、親族・相続法の改正の具体的内容を問い正して曰く、

「…」子が婚姻をなすには、「…」離婚にも「…」親の承諾と云うようなことはなくなるのではないか、「…」家督相続の順位は、両性の本質的平等に依り変更される予定でありますか、「…」遺産相続、遺留分に変更が生じますか、「…」」。木村は答弁に立ち、「各種の委員会を設けて、この憲法の草案の大原則の趣旨に副うて立案中であります。今は此処でこの私見を申上げることが差控えたいと思います。」とのみ述べて、①②③いずれも明示せず、④の解釈・運用一任論を採っていた。

引き続き、七月六日、今度は加藤シズエ（日本社会党）に対して、木村は、「現行民法は封建的色彩を持って居ると云う非難を蒙る「…」、要するに、余りに戸主権並に夫権が強かった「…」。戸主権に致しましても、家族の婚姻の同意権、或は居所指定権と云うようなものも亦、封建的色彩を持って居る「…」。此の新憲法草案実施の暁に至りましてはこれらの点に対しては十分考慮しなければ相成らぬ「…」」と、従来の戸主権の問題点を認め、考慮が必要だと述べて、結果的にこの時点で北浦の質問に答えている。①―④の別はここでは言わず、マトリクスの〈A〉はあり得ず、〈B〉〈C〉程度の法改正を示唆するかにみえる。

更に、七月一七日、井伊誠一（日本社会党）に対して、木村は答弁では、「…」個人の權威と両性の基本的権利、平等の権利「…」の線に沿うて総て家族制度を推進して行こうと云う意味であります。「…」戸主権の問題で「…」、或いは戸主権と云ふ文字が使われるか、改正されるか、今の所は私は明言できませんが、少くとも家の中心と云うものはなければならぬと思います」と、一方で「家族制度を推進」、他方で「戸主権と云ふ文字が使われるか、改正されるか」と言い、（程度はともかく）存置・廃止両方を匂わせて②「義的解釈を採るかにみえる。同時に「両性の「…」平等」という限り、マトリクスの〈A〉はあり得まいが、「家の中心と云うものはなければならぬ」との言によ

り、〈B〉〈C〉、せいぜい〈C〉程度の改廃を考えていたようである。

また同日、木村は一方で、「日本の家族制度は、『…』併し従来戸主権が余りに強過ぎ、『…』封建的残滓が非常に多かった」と、〈A〉はあり得ないとのニュアンスを強め、他方で「家族制度を如何に建直して行くか、『…』男系の長子相続制を維持して行くか『…』は、『…』臨時法制調査会を設け『…』司法省の所謂審議会と相連繫を保って『…』調査して居ります」と、「家」存廃自休、及びその程度にかかわる方針決定は留保するという④の立場を繰り返している。⁽¹⁰⁾

以上(1)(2)(3)をまとめれば、六月二〇日から七月下旬の所謂「芦田小委員会」開催前まで、衆議院本会議の憲法審議初日における、吉田首相及び金森憲法改正担当国務大臣の二四条解釈は、①「存置」一義的解釈であり、存置の程度はマトリクスの〈B〉、金森は許容範囲として更に〈C〉程度を念頭に置いていたと推察される。その一方で、委員会での木村司法大臣の発言は、七月下旬になって初めて、②の二義的解釈を示唆する。また、存廃をマトリクスでの〈B〉〈C〉〈C〉のどの程度にすべきかも明示していない。

そして、吉田、木村とも、自説を展開する中で④を併用し、解釈・運用を関連の調査会・審議会に一旦一任する、と答弁を切り抜けているわけである。

略語表

(一) GHQの部局その他の略語

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程(一)(和出)

SCAP Supreme Commander for the Allied Powers

- (2) Washington National Record Center, GHQ/SCAP Records (Record Group 331) に掲げGIIQ内部文書の引用の際に使用した略語(アルファベット順)

引用は全て日本の国会図書館作成のマイクロフィッシュ版に拠っており、"Sheet (s) No." というのはそのマイクロフィッシュの番号である。

WNRC 冒頭に付す"Washington National Record Center, GHQ/SCAP Records (Record Group 331)" 全体の略語とした。

SCAP Supreme Commander for the Allied Powers

CS Check Sheet (チェックシート)

Mfrc Memorandum for the Chief (通常、局長宛メモランダムと訳される)

Mfrr Memorandum for the Record (通常、記録のためのメモランダムと訳される)

- (3) 引用・参照文献の略語 (著者・文書保管者の日本語発音または文献略語名による五十音順)

大丸 【憲法制定経緯】 大丸秀雄監修『日本国憲法制定の経緯——連合国総司令部の憲法文書による——』第二法規、一九八九年【本書の内容は、本略語表に後掲の後掲「ハッシー文書」の部分的紹介・和訳・解説である】

ある】

(Government Section, SCAP)

PRJ

Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948, Report of Government Section, Supreme Commander for the Allied Powers [1949?; republished in 1968], Vols. I & II.

佐藤・佐藤【憲法成立史】第三巻、第四巻

清水 『憲法審議録』

Steiner "Civil Code"

スタイナー 『民法典』

高柳ほか 『憲法制定』Ⅰ及びⅡ

(ハッシー) 『ハッシー文書』 *Hussey Papers*, University of Michigan Graduate Library, Asian Library, 1977
(場合により *Hussey Papers*) (Microfilm) [『初 Alfred R. Hussey, Jr. が保管していた』 G H Q の (主として) 内部文書] (ハッシー文書の整理・引用方法は詳述しないが、例として 19-C-2 の様に数字・アルファベット・数字 までで一つの文書を表し、この後更に数字が付く場合は、同一文書中の頁数を表す。尚、本略語表に前掲の犬丸『憲法制定経緯』も参照。)

和田 [拙稿、と表示]

「ケイデイス」

戦後占領期の民法・戸籍法改正過程 (一) (和田)

佐藤達夫著・佐藤功補訂『日本国憲法成立史』第三卷、第四卷、有斐閣、一九九四年(初出は『ジュリスト』第三卷分が一九五五―五六年、第四卷分が一九五六年―五八年。尚、本書は第一―四巻までがあるが、佐藤功が補訂したのは、第三・四巻のみである。)

清水伸編『逐条 日本国憲法審議録』第一―四巻、有斐閣、一九六二年(第四巻のみ一九六三年)

Kurt Steiner, "The Occupation and the Reform of the Japanese Civil Code," Robert E. Ward and Yoshikazu Sakamoto (eds), *Democratizing Japan: The Allied Occupation*, University of Hawaii Press, Honolulu, 1987, pp. 188-220.

右の Steiner 論文の和訳、カート・スタイナー著・田中英夫訳「占領と民法典の改正」坂本義和／R・E・ウオード編『日本占領の研究』東京大学出版会、一九八七年、四一七―四五七頁

高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程——連合国総司令部側の記録による——』原文と翻訳『掲載資料は全て英和対訳』【同】解説 有斐閣、一九七三年

Hussey Papers, University of Michigan Graduate Library, Asian Library, 1977

(Microfilm) [『初 Alfred R. Hussey, Jr. が保管していた』 G H Q の (主として) 内部文書] (ハッシー文書の整理・引用方法は詳述しないが、例として 19-C-2 の様に数字・アルファベット・数字 までで一つの文書を表し、この後更に数字が付く場合は、同一文書中の頁数を表す。尚、本略語表に前掲の犬丸『憲法制定経緯』も参照。)

和田幹彦「元 G H Q 民政局次長 故チャールズ・L・ケイデイス氏へのインタビュー」(一九九三)

年)——憲法二四条の成立と、民法・戸籍法の「家」制度の改廃過程——『法學志林』九四卷二
号(一九九七年)、一三三—一五八頁

(1) 引用文献のうち、重要なものは、本稿、序章の末尾に加え、本章(本号分)の末尾にも、略語表を付したので参照されたい。尚、本稿は(序章・本章・二章以下も)、英文文献の引用は、法學者が用いる *A Uniform System of Citation* には従っていない。

(2) 本章では、「家」制度乃至「家」とは、特に「社会的」「家」「制度」等を指すなどの断りがない限り、原則として法的「家」制度のみを指す。

(3) この条文は、起草過程で数度条文の番号が変化しているが、本稿では煩雑さを避けるため、前後関係から明白である場合(例——マッカーサー草案の「二三条」)や、特に所った場合を除き、新憲法の条文番号「二四」条乃至「現行(憲法)二四条」として言及する。番号の変化をここで記しておく、それぞれ本文で後述する草案であるが、シロタによるGSの「第一次試案」では第「18」、マッカーサー草案では「三条」、三月二日の日本政府草案では「三七条」、三月五日以後の政府改正草案要綱や草案では、「二二条」となっている。そして、一九四六年八月二四日の衆議院本会議での修正で、一〇条、一七条が挿入された結果、「二二条」は「二四条」となり、この条文番号のまままで憲法の成立に至っている。

(4) 憲法改正過程のうち、一九四六年七月一〇月には、民法・戸籍法改正過程と、同時に並行している。その相互関係理解のために、同時並行性を一覽できる「表2 憲法・民法・戸籍法改正過程「年表」」を本稿(本号)末尾に付した。憲法改正過程自体については、一般的には高柳ほか「憲法制定」(本稿序章末尾の略語表参照)中の「日本国憲法制定過程年表」(巻末二七—五八頁)が参考となる。また、一九四六年三月六日までの年表としては、笹川・布田の次の論文の(1)の三〇—三二頁も有用である——笹川隆太郎・布田勉「憲法改正草案要綱の成立の経緯——日本側携行案の英文訳を中心とする再検討——」(1)——(5)、順に『右巻専修大学経営学研究』三卷一号(一九九一年一月)二九—九五頁、三卷二号(一九九二年三月)五五—一三頁、四卷二号(一九九三年三月)五七—八一頁、四卷二号(一九九三年三月)五七—九二頁、五卷二号(一九九四年三月)四五—八〇頁。

(5) 本稿の関心は、憲法二四条の成立過程、及び同条の下での民法・戸籍法中の「家」制度改廃にある。従って、占領政策や憲法制定過程の全体像の解明は全く意図しておらず、そもそも筆者の能力を超えている。二四条制定過程の究明のために、憲法制定過程の全容

の解明を目した文献を利用してはいるが、そうした文献への批判も、あくまで二四条制定過程の観点のみから行ったものであるため、誤謬を免れまい。各分野の専門家の方々のご教示を乞う次第である。

(6) 差し当たり、松本昌悦編『原典日本憲法資料集』創成社、一九八八年、一八七頁に拠った。英文は、*ibid.* (本稿本号末尾の略語表を参照)。Vol. II, p. 413. ボッタム宣言「十一」は、同時に「日本国民の自由に表示明せる意思に従ひ平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立せらるる」ことが、占領軍撤収の条件だとしている (同前、一八八頁、英文は *ibid.*)。

(7) 差し当たり、同年九月三日付の和訳 (松本、同前、一九二一九五頁の、一九二二頁に拠りつつ、和田が片仮名を平仮名に変えている) に拠った (尚、特に一九二一九四頁も参照) が、原文は、PRJ, Vol. II, pp. 423-426 再録の、一九四五年八月二九日付の国務省・陸軍省・海軍省作成の文書 *"United States Initial Post-surrender Policy for Japan,"* p. 423 *et seq.* の、Parts I and III-1 と 3, pp. 423-424 も参照。

(8) 更に、詳述は避けるが、同じ国務省・陸軍省・海軍省による後のいわゆる「SWNCC」228「スウィンク・トゥ・トゥ・エイトと発音される」文書 (一九四六年一月七日承認) も参照。原文と和訳として高柳ほか『憲法制定』I、四二二―四三八頁。また、以下に引用されている一九四四―四五年の米国政府の対日方針にかかわる文書も (本号末尾略語表とともに) 参照——Steiner, "Civil Code," p. 188 and relevant footnote 2 at pp. 213-214 (和訳、スタイナー「民法典」四一七頁、及び四四九頁の関連注 (一)、更に本稿本文との関係では、訳者田中英夫による注 (a) にも注意)。

(9) 差し当たり、PRJ, Vol. I, p. 102 に拠る。高柳ほか『憲法制定』I、九九―一〇〇頁に和訳と原文がある。

(10) この原則の消長につき、差し当たり後注 50、58 を参照。仮に二四条とならんで、この原則が憲法の何処か (全文あるいは条文) に明文化されていた場合においても、*「家」* 制度は封建制度である。従って、廃止されるべきである。』というのみならず、反対に、*「日本」* の敗戦時点での「家」制度は封建制度であるが、これを形骸化した形式的・象徴的「家」制度は封建制度ではないのだから、これを存置することは可能である」という、両論が可能であろう。その観点からすれば、本章にみる様に、二四条の下での「家」存廃の議論とさして変わるところはなかったとも考え得る。

(11) 一四条が「家」改廃に関わるのとは言わずもがなである一方で、内容上は二四条で足りるという見方もあり得よう。他方で、その後の憲法学説の発展からは一三条の幸福追求権にプライバシーの保護が含まれるとされたのは周知の通りである。これを踏まえれば一三条は五章で述べるプライバシー保護のための戸籍法改正にも、特に深く関り得るの言うまでもない。無論、この段階では日本側もGHQも、一三条のこうした捉え方は全くしていなかった。

(12) 『経過』(本稿序章末尾の略語表参照) 一四頁に、奥野健一の回想として、「……ウィード女史は、戸主の権能を廃止してもやはり家を置くことは個人の尊厳、憲法の十三条に違反するのではないかといったような個人的な意見はありました。」「……」とある。

(13) 大石眞「憲法制定史の現況」『ジュリスト』二〇八九号(一九九六年五月一日―二十五日号)、一〇八一―一四頁。同論考に言及されていない二次的史料としては、網羅的ではないが、内閣法制局百年史編集委員会編『証言 近代法制の軌跡・内閣法制局の回想』ぎょうせい、一九八五年、の中の、佐藤功「憲法制定前後の法制局」金森さん・入江さん・佐藤さんの思い出など――五一―六九頁、及びそのほかの関係者の回顧がある。また、大石の論考後の文献としては、同じく大石眞「日本国憲法の誕生」第一回・第四回「法学教室」二〇一号(一九九七年六月号)以下二〇四号(一九九七年九月号)(本稿(本号分)脱稿時点まで)があり、更に、高見勝利「憲法体制の転換と宮沢憲法学」第一話・第一〇話・完『法学教室』一九四号(一九九六年二月号)以下二〇三号(一九九七年八月号)があるが、双方に拠っても、本稿との関連で注目すべき新史料は指摘されていない。

(14) 尚、次の書評も、一九九四年の史料状況の簡便ながら正確な整理である。佐藤「・佐藤」『憲法成立史』全四巻(本稿、本号末尾の略語表を参照)の書評である、大石眞「佐藤達夫著・佐藤功補訂『日本国憲法成立史』全四巻『有斐閣』『ジュリスト』一〇五八号(一九九四年二月二十五日号)、一二八一―二九頁は、同佐藤・佐藤の書評としてのみならず、この書評以前にアクセスが可能となっている史料が佐藤・佐藤によって引用・利用されているか(例えば、本款本文で述べた尚友俱樂部刊行の二書は利用されていない旨)等に言及することによって、史料状況の把握を可能とする。

(15) 大石教授の前二注に掲げられていない史料については、笹川・布田、前掲(注4)「憲法改正草案要綱の成立の経緯」(1)―(5)、の注に挙げられた中に有用なものが多いが、特に(1)、三二―三四頁の注(1)―(2)―(3)―(5)―(6)の文献に注目されたい。(同注(1)―(10)―(2)―(3)―(5)の文献は和田は未見。それ以外の文献は参照したが、本稿では同右注の(2)―②の「入江俊郎文書」の様に、直接引用しなかったものもある。)尚、次注も参照。

(16) 憲法制定過程全般に亘る近時のモノグラフィとして、古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社、一九八九年がある。同書には、参考文献一覧はないが、三二―三五頁にまとめられている注に掲げられている文献は、参考になる。(但し、後注52も参照。)

(17) ケイデイスへのインタビューのうち、本稿と関連が深い部分を発表したものが、拙稿「ケイデイス」(本号末尾の略語表参照)である。

尚、右拙稿では、「はじめに」として、インタビューの時・機会・場所のほか、インタビュー記録の成立過程について予め断っておいたが、不十分な点もあったので、以下を補っておきたい。(この点、一人一人お名前を挙げることは控えて頂くが、同拙稿に

対し、適切なコメント・批判を賜った諸賢に心よりお礼申し上げます。）

インタビューは複数日の、異なる機会に亘っており、聴取方法にも差がある（二三四頁）。かつ「叙述の順序は、複数日にわたってインタビューした内容を筆者が整理した。即ちケイデイス氏が述べたとおりの順序ではない。」（二三五頁）と断った通りである。聴取方法は、一三四頁記載の通り、研究会場でのケイデイスの発言を和田が記録、和田とケイデイスの「対一」のインタビュー、「階層制度推進を目的とする会主催の会合」でのケイデイスの発言を和田が記録（会合参加者は、ケイデイス、利谷信義教授も含め、七―八名であった―この点、拙稿には記録していない）、和田による電話インタビュー（事前に和田が希望する質問事項をファクスでケイデイス氏に手交したが、必ずしもこれに従った質疑応答が行われたわけではない―この点、拙稿では言及していない）、の四通りであった。

とすれば、拙稿のインタビュー記録が、和田とケイデイスの問答形式になっているとはいえ、そこでのやりとりは、実際に行われたインタビューそのものの再現ではなく、和田による一種の再構成であることになる。拙稿刊行時点で、このことは和田も自覚していた。であるならば、以下の①―④に述べる、「録音記録はない」経緯・背景、「英文和文を問わず、ケイデイス氏の校閲は受けていない」事情（二三五頁）、ケイデイス氏の死去と記録刊行のタイミング等と併せて、「史料」の documentation 方法としては第一義的に適切であるうへインタビューの可能な限りの再現」という方法を探らなかった理由も、「はじめに」に明記しておくべきだったと考えられる。

①録音記録がない経緯・背景（なぜ可能な限り録音をしなかったのか、録音可能な状況でインタビューしなかったのか）

最大の理由は、和田がケイデイス氏に初対面であったため、録音を探るとケイデイス氏が自由に発言してくれないのではないかと、という懸念を持ったためである。（これはインタビュー時に恋愛と判明した。）加えて、四月二十九日の「対一」のインタビューの際に、事前録音を探る了承をケイデイスに得ていなかったこと、更に予期していなかった「対一」のインタビューの実現で、機材を準備する時間的余裕すらなかったことが挙げられる。また、後日の電話インタビューでは、不明な点を数点のみ確認する予定であったため、録音は不要と判断したところ、実際は一時程度に及んだという経緯がある。

②ケイデイスの校閲を受けていない事情

ケイデイス氏には、校閲の有無を問わず、公表してよい旨同意は得ていた。ただ、同時に、和田の希望があれば、英文を校閲することは可能である、とのケイデイス氏の言も得ていた。にも拘らず、英文の記録を書き起こした上で校閲のためケイデイス氏に送付するという作業を行わなかったのは、和田の怠慢のそしりは免れまいが、換言すれば、校閲がないことによる史料としての正確さの低減は自覚されていた。（もっとも、個々の詳細な点に至るまで、ケイデイスの言明の内容については、最大限の正確性を保持すべく配慮し

たことは言うまでもない。）

③ インタビュー記録刊行のタイミング

ケイデイス氏の死去の半年後というのは言うまでもなく、録音もなく校閲を受けていない記録を刊行するタイミングとして全く適切ではない。にもかかわらず、敢えて刊行に踏み切ったのは、ケイデイスのインタビュー記録が、先行して刊行されることにより、「史料」としての全体像を現していた方が、本稿（殊に本号以下の第一章）の構成・執筆上、論究と「史料」の明晰な峻別が可能となるためである。

④ インタビューの再現ではなく、一種の再構成という方法を探った理由

拙稿でも断った通り、「当時筆者『和出』の研究上の関心は、憲法二四条の成立過程、及び同条の下での民法・戸籍法中の「家」制度改廃にあり、インタビューはこのテーマを中心に行われた。筆者のその後の研究・調査範囲も、また本インタビューや本稿の重点もあくまで民法・戸籍法中の「家」制度の改廃過程にある」（一三四頁）のである。従って、この問題意識を共有するであろう右拙稿の潜在的読者として想定されたのは、（歴史学者に加えて）必ずしも歴史学が専門ではない憲法・民法を専門とする研究者、あるいは憲法・民法制定史に関心の深い研究者であった。

当初、拙稿の草稿段階では、時系列の記述による、かつ聴取方法も厳密に明記されたインタビューの再現も試みた。この方法はしかし、右の潜在的読者の参照の便を犠牲にすることが次の通り判明し、結局採用しなかった。

④-1 複数日の内容を論点別にまとめた理由

実際のインタビューでは、同一論点への言及が複数日に互っていた上に、内容にとって本質的でないニュアンスの差異がみられた。従って、これをすべて再現すると、記録が、実質的内容に比して不相応に長大になる上に、同一論点についてのケイデイスの言及を簡単に参照できない、と和出が判断したためである。

④-2 異なる聴取方法による内容を論点別にまとめた理由

本来、右記のような異なる方法による聴取内容は、「史料」としては、同列に扱うべきではなく、それぞれ区別して提示するべきであろう。しかし、この点でも、実際のインタビューでは、異なる聴取方法下でも、同一論点については、（右記の本質的でないニュアンスの差こそあれ）ケイデイスの殆どの言明は、重要な点、本質的な点で内容上差異を見せなかった。とすれば、インタビューの再現は、異なる聴取方法を付記するのみで、ほぼ同一内容を数度に及んで繰り返すことになる。この煩雑さは避けてしかるべき、と和出が判断したためである。

こうしたプラス面を図った反面、インタビューの可能な限りの再現を避けたことによる史料上の価値の低減、というマイナス面も自覚されていたことはいうまでもない。

以上①②そして殊に④を踏まえてみれば、右拙稿を独立した「史料」として提出するには、若干の問題があったことは否めない。従って、紀要の「資料」というカテゴリーの下に単体で刊行する際に、本稿の「付属資料」としての性格も併せ持つ旨、断っておくのが、より適切であったかと思われる。

また、インタビューの史料としての扱いにかかわる拙稿一四五頁の「注(8)」は、やや正確さに欠け、意図した点が伝わりにくかった嫌いがある。同注の趣旨は、「いうまでもなく、この種のインタビューでは、当事者の正確な記憶により「客観的」事実が提示される(ことはありえるにせよ、そう)とは限らず、むしろ〈当時の経緯の、インタビュー時点における当事者による理解(極端な場合には、主観的主張)〉が提示されることが多々ありうる。従って、一般的にも、こうしたインタビューの記録は、関連文献と併せて批判的に検討することが、これを「史料」として扱い歴史叙述へと繋げるための作業として、必須となる。しかしながら、本稿では紙幅の関係もあり、最低限を注にて述べるにとどめ、詳細は拙稿・別稿(注3参照)に譲ることとした。」ということである。誤解を招く虞があれば、ここに訂正したい。

更に、右拙稿、一五五頁の注(45)は、「『freely expressed will of the [Japanese] people』の表現は、早い時期では「…」一九四五年八月二九日付「…」文書「…」に見られる」とするが、より適切な例としては、同年七月二六日の「ボツダム宣言」の「十二」を挙げるべきであろう(英文は、PRJ Vol. II, p. 43. 和訳は差し当たり、松本、前掲(注6)、一八八頁)。

尚、右拙稿には今までに判明した限りで、次の五箇所に誤植がある。訂正を乞う。

一三八頁上段四行目

誤「——」

→正「W」

一四七頁上段九行目

誤「[Clostution]」

→正「[Constitution]」

一四八頁下段四・一〇行目

誤「[Hershy]」

→正「[Hershey]」

一五五頁下段一八行目

誤「[Vol. II]」

→正「[Vol. II]」

(18) 本章、第五節第三款の関連注に、若干の具体例を示した。

(19) 同書 巻頭「まえがき」(頁番号なし)によれば、「本小委員会は、「…」最終段階を除いては速記も付されずに審議が進められた。このため、「…」大部分については議事速記録が存在しないが、当時の貴族院事務局において、「…」要点筆記を整理し、「小委員会筆記要旨」を作成していた。「…」正式の議事速記録ではないが、「…」小委員会筆記要旨」を公開することとした。」というものである。

- (20) 本章、第六節の関連注に具体例を示した。
- (21) 就中、第三巻、第四巻に大きく依拠している。佐藤達夫著「佐藤功補訂『日本国憲法成立史』」(本稿、本号末尾の略語表の通り、佐藤「・佐藤」『憲法成立史』と略称) 第三巻、有斐閣、一九九四年。尚、本書は第一―四巻までがあるが、佐藤功が補訂したのは、第三・四巻のみである。
- (22) 大石、前掲(注13)、一一四頁の注(16)が、連載の初回に言及。
- (23) 笹川・布田、前掲(注4)。
- (24) 同前(5)、四五頁。
- (25) 大石、前掲(注13)、一二四頁の注(9)が、連載の初回に言及。
- (26) 次注、「その二」、一三頁、試訳・凡例・6参照。
- (27) 笹川隆太郎・布田勉・ウィクター・カーベントナー「エラマン手帳(E)メモ―『憲法改正草案要綱』の公表に先立つ徹夜審議の民政局側記録―」その一―その四、類に『右巻専修大学経営学研究』六巻一号(一九九四年二月) 一五―一九〇頁、六巻二号(一九九五年三月) 一二三―二三頁、七巻二号(一九九六年三月) 九九―一二八頁、八巻一号(一九九六年二月) 九二―一二六頁。「その四」では、エラマンが書き込みをしている日本政府の三月二日の草案(英文)を「翻刻」している。
- (28) 笹川ほかも、この点を適切に指摘する(同前、「その二」、一五三頁、注(4))。
- (29) 尚、史料の状況一般に関して付け加えるべき点としては、Ray A. Moore (Amherst College教授) と Donald L. Robinson (Smith College教授) は、現在 *The Constitution of Japan: A Documentary History* との題で、概ね三巻に互る史料集の刊行作業を進めているが、一九九八年二月に、先ずCD-ROM版で、Princeton University Pressより公刊する予定であり、その分限は、史料のみならず、史料解題も含み、書籍三巻を遥かに上回る約八千五百頁分とのことである。これには例えば、本章、第三節にて述べる「ハッシー文書」(本号末尾の略語表参照) 中の一草案や関連文書(後注77、81、82参照、Gyafatally) あるいは関西在住の日本人による日本の憲法諸草案(後注83参照) も含まれる予定と聞き、かなり網羅的な史料集となるかとも見受けられる。公刊後には、史料状況の変化もあり得よう。以上は、ムーア教授から和田宛の一九九七年八月二八日付の電子メールによる。(ご本人から、以上の内容を公表してよい旨も了承いただいている)。尚、後注79の末尾も参照。
- (30) この④を主張する論者は、①②③のいずれかの解釈は採るが、その具体化としての民法改正を調査会等に手続的に一任するのみののか、憲法が「家」制度の存続に対して何ら規定していない(との解釈を採る)ため、民法改正を調査会等に一任するのは当然、とす

るのか、多くの場合明示していない点に留意する必要がある。

(31) 詳細は本稿二章以下に譲るが、一九四六年八月上旬時点で、GSのオブラーが、農地の単独相続を可能とする法案を考慮したこと、これと共通点を持つ農業資産相続特例法（翌年以後の国会で審議されたが、成立せず）、更に民法改正案を審議した一九四七年七月一二月の第一国会では、戸主権の廃止（ないし相当な弱体化）には賛意を表しつつ、家督相続は維持すべき、と主張する意見が多々出たこと、をとりあえず指摘しておきたい。

(32) 例えば、古関（注16）、八一―二八頁の「IV 密室の一週間——GHQ案の起草」を参照。本稿に既に直接示した文献以外に、この背景・過程に焦点を当てたものうち、本稿が主として依拠あるいは検討した文献（必ずしも直接引用していない）を、とりあえず掲げておく。（本注及び後注35、45、その他若干の注に掲げた文献の多くは、既に拙稿「ケイデイス」にもそのテーマ上当然に言及があることを予めお断りしておく。）

③ Charles L. Kados, "The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution," *Political Science Quarterly*, Vol. 104, No. 2, Summer 1989, pp. 215-247. (和訳が「チャールズ・L・ケーデイス」[ママ、但し便宜上「ケイデイス」]著として引用する)。「竹前栄治・岡部史信 訳「日本国憲法制定におけるアメリカの役割」(上)」「(下)」『法律時報』六五巻六号（一九九三年五月）二七―三九頁、同巻七号（同年六月）一三―二〇頁。

④ 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、一九九五年。同書は、ケイデイス、シロタ・ゴールドンを含むGHQ関係者へのインタビューを基にした貴重な記録であるが、史料的には問題が散見される。一例としては、同書四五頁が「エラマンメモのオリジナル」として掲載する、ハッシー文書の頁番号「19-C-2-5」及び同末尾番号「6」「7」「8」の写真、同書六五頁の「三種類のエラマン・メモ」のうち「[...]」手書きの内容」とされる「19-C-2-5」及び同末尾番号「6」の写真はすべて、ハッシー文書を再検討しても明らかにハッシーの筆跡と見られ、エラマン (Ruth Ellerman) の筆跡ではない。エラマンによる「メモ」は現時点では三種類がよく知られており、そのうち二種類は、村川・郎・初谷良彦『日本国憲法制定秘史——GHQ秘密作業「エラマン・ノート」開封』第一法規、一九九四年により既に、「エラマン・ノート」として二種類の「メモ」全部の写真が八九―一六二頁に掲載（その全文和訳が二一八―八頁に紹介）されている。同書掲載のエラマンの筆跡と、鈴木、同前に掲載の筆跡との差異は明らかである。（エラマンによる二種類の「メモ」の詳細は、さしあたり右の村川・初谷を参照。また、三種類目となる「メモ」の詳細な研究が、笹川ほか、前掲（注27）「エラマン手帳（E）メモ」である。尚、エラマンによるメモは、この他にもあり、同前「その一」も、一五二頁の注（4）で、「その他」[...]のものについては次号掲載の「解説」に譲る」としている。ただ、「その二」（一三頁、試訳・凡

例・6参照)あるいは「その三」に掲載予定であった「解説」は未発表とみられ、「その四」が、ハッシー文書中の異なる箇所、261C12、6、11に綴られた、「エラマン書込本」を紹介している。

尚、鈴木②の基礎をなす、主としてGHQ/GS関係者へのインタビュアーが、同タイトルでドキュメンタリーとして放映後、ヴィデオとして公開されており、アクセスが可能であるので、付記しておく——「日本国憲法を生んだ密室の九日間」ドキュメンタリー工房、一九九三年。

(33) Wildesの名は「ワイルズ」と表記すべきかもしれないが、他の多くの和文文献の表記に従った。他方、Rossの名前は、和文文献では多く「ロウスト」と記載されている(シロタリゴードン/平岡、後掲(後注35③)、鈴木、前掲(前注②)、ジャスティン・ウィリアムズ著・市 雄貴ほか訳『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社、一九八九年(原典は、Justin Williams, Sr., *Japan's Political Revolution under MacArthur: A Participant's Account*, University of Tokyo Press, 1979)等)。しかし、ケイデイス、シロタリゴードン双方への筆者のインタビュアー(拙稿「ケイデイス」、後注35①)に拠れば、GHQ内では「ルースト」と発音されていたので、本稿ではこれに従う。(因みに、シロタリゴードン/横田、後掲(後注35④)、後掲「ベアテの日本国憲法 上・中・下」(後注35⑤)、も「ルースト」と表記している。)

(34) 高柳ほか「憲法制定」一三三三、一三四頁。

(35) シロタの初期起草過程については、以下の①②のインタビュアーに拠りつつ、鈴木、前掲(注32②)、及び本注③以下の文献も検討した。

① 和田が一九九三年に東京都内で行った、ベアテ・シロタリゴードンへのインタビュアー。以下、「一九九三年のインタビュアー」として言及することがある。一九九三年四月六日、二九日(以上、複数人数参加の私的な研究会・懇談会、基本的に日本語で行われた)、五月四日(公開講演会、日本語、五日(和田による私的インタビュアー、英語。研究のために公表を前提にしたものである。史料としては、各回のインタビュアーの際に作成した、和田の手書きメモが現存している。インタビュアーの録音記録はない。)(拙稿「ケイデイス」、一四四―一四五頁の注(6)にも述べたとおり、同拙稿にも、シロタリゴードンへのインタビュアーの内容が適宜言及されている。)

② 和田が一九九七年に行った、ベアテ・シロタリゴードンへのインタビュアー。以下、「一九九七年のインタビュアー」として言及することがある。四月二四日、一対一の面談形式で、東京都杉並区のシロタリゴードンの知人宅で行われた。研究のために公表を前提にしたものであり、ご本人の了解を得て録音記録も作成した。質疑・応答とも英語で行なった。このインタビュアーにより、本稿に関連

する、拙稿「ケイデイス」中の疑問が解明した（以下適宜言及する）。

③ベアテ・シロタ・ゴードン著、平岡磨紀子 構成・文「1945年のクリスマス 日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝」柏書房、一九九五年「以下、シロタ・ゴードン／平岡」として引用、特に「V 日本国憲法に『男女平等』を書く」（二二八～二一九頁）。但し、同書は貴重な記録であるが、史料としては若干問題がある。同書巻頭のシロタ・ゴードンの「謝辞」（頁番号なし）、及び三三三～三四頁の平岡氏の記述にあるとおり、同書は、シロタ・ゴードン吹き込みのテープを平岡氏が書き起こし、それをシロタ・ゴードンに読み聞かせ訂正させたものである。一九九七年のインタビュで、シロタ・ゴードンは、自分は日本語を話さないもので、「読み聞かせてもらい訂正した」といっても、同書の内容、文章を「すべてチェックできたわけではない」という趣旨を述べている。（後注40、46、67も参照）尚、九七年のインタビュによれば、この時点の予定として、シロタ・ゴードンは一九九七年一月頃に、シロタ・ゴードン／平岡、同前書を基にした英文著作を *The only Woman in the Room* の題で Kodansha International 社から刊行する計画であるという。その際に、後注40、67等に指摘した「誤り」は、訂正するつもりである、との言明を得た。

尚、シロタ・ゴードン／平岡、同前書の基礎をなす、シロタ・ゴードンほかGHQ/GS関係者へのインタビュを含むドキュメンタリーが、一九九三年五月二一日にテレビ放映後、ウィデオとして公開されており、アクセスが可能であるので、付記しておく——「私は女の幸せを憲法に書いた」ドキュメンタリー丁度、一九九三年。

④ベアテ・シロタ・ゴードン「私はこうして女性の権利条項を起草した」（インタビュ ベアテ・シロタ・ゴードン 聞き手 横田啓子）『世界』一九九三年六月号（第五八三号）「以下、シロタ・ゴードン／横田」として引用 六一～七〇頁、特に六五～七〇頁。同文献の問題点については、後注67参照。

⑤「ベアテの日本国憲法 上・中・下」（順に、朝日新聞、一九九三年四月二六日夕刊一〇面、同月二七日夕刊一〇面、同月二八日夕刊一四面）「主としてこの時来日中であつたシロタ・ゴードンへのインタビュに基づいた記事であろう」

⑥関口千恵「特別インタビュ 憲法の男女平等条項を起草したベアテ・シロタ・ゴードン氏」『法学セミナー』五〇一号（一九九六年九月）一〇八～一〇九頁も全般的に参照。

⑦Susan J. Pharr, "The Politics of Women's Rights," Robert E. Ward, and Yoshikazu Sakamoto (eds.), *Democratizing Japan: The Allied Occupation*, University of Hawaii Press, Honolulu, 1967, pp. 221-252, esp. pp. 229-234.

同論文の和訳が、スーザン・J・ファー、坂本喜久子訳「女性の権利をめぐる政治」坂本義和／R・E・ウオード編『日本占領の研究』所収、東京大学出版会、一九八七年（尚、四七二頁の「三」四日目の二月八日、彼女「シロタ」の仕事はまだほとんど片付いて

いなかった。「三」は誤訳、「彼女の仕事は殆ど片付いていた。」が正しい。次の横田訳「彼女は、「三」ほとんどの仕事を終えた。」は、従って正しい。抄訳(部分訳)ながら同論文の横田啓子訳「女性参政権と男女平等を規定した新憲法の制定過程」『日米女性ジャーナル』一九九二年第二二号、三頁以下をも参照。

⑧西 修『日本国憲法の誕生を検証する』学陽書房、一九八六年、一〇―一二頁(シロタリゴードンへの左記の西によるインタビュアーを基礎にしている)、同書二六―一八頁(西によるシロタほかの作業の紹介・概括)、そして同書六一―六六(殊に六三―六六)頁の西によるシロタのインタビュアー(一九八四年二月一九日)。

(36) シロタリゴードン／平岡、前掲(前注③)、一四八頁、関口、前掲(前注⑥)、一〇八頁等、及び一九九三年のインタビュアー、前掲(前注①)に拠る。

(37) シロタリゴードン／平岡、前掲(注35③)、一五三―一五四、一六一―一六五及び一八二頁や、鈴木、前掲(注32②)、二〇〇―二〇五頁に加えて、大丸、『憲法制定経緯』(本号末尾の略語表参照)、一四九頁の安田寛による「解説」も、簡略ながら参照。更に、頁数は詳述しないが、注35に挙げた他の諸文献も参照した。尚、シロタが都内の図書館や大学から諸国の憲法を参考とするため借り出し、後述の「18」以下の草案起草の際に実際にいくつかの他国の憲法条文に倣ったことも良く知られている(右記の文献参照。鈴木、同前、二〇五頁、また特に二〇八―二〇九頁は「シロタが参考にした各国憲法の条文」として、ヴァイマル憲法、米國憲法、フィンランド憲法、一九三六年のソ連憲法を掲げており、家族との関係では、「18」にはヴァイマル憲法一九九条一項に確かに類似する表現がある。しかし、注35①②のインタビュアーで、シロタリゴードンは「自分はどの国の憲法のどの条文を参考にしたか、かなり苦のことであるし、正確に全て覚えている訳ではない」と言明しており、鈴木にみられる様に断定することは必ずしも妥当ではないと思われる。)

(38) 原文は、ハッシー文書の241G-217。大丸、『憲法制定経緯』、一二四頁にも掲載。但し、一二五頁の当該条項の訳文は、「婚姻と家庭とは法の保護を受ける」にあたる原文部分の訳文が欠落している。

(39) 日本の社会事情について一定の知識があったシロタはともかくとしても、GSに於ける「family」概念と、当時の日本法上の「家族」概念との間にはかなりのずれがあったと考えられる。従って、異化効果を狙えば「家庭」という訳語もあり得よう。が、ここでは一応その後の憲法草案・憲法の文言に従って「家族」と訳出しておく。尚、民法第四・五編を「家庭法」にしようという、片山内閣(主導したのは片山哲本人と思われる)による試みにつき、詳細は二章で述べるが、とりあえず一九四七年六月二〇日七月一日頃作成したとみられる「家庭法」草案が以下に見られることを指摘しておく。(本号末尾の略語表(2)を参照) W/R/C, Box No. 1503, Folder title/number: (20) (end) Civil Code-Japanese Text (4), Aug. 1946-? [sic], Sheet No.: LS-10285.

(40) この「18」や後述「19」「20」のみならず、草案起草段階において、シロタは、いわゆる明治民法は全く参照していない(その意味につき、本章(次号以下)、特に第七節の小括も参照)。拙稿「ケイデイス」一四六頁、注9②を引用しつつ(ヘ)内のみ、本稿での便宜的・事後的加筆、この点指摘しておく。

「1」筆者による「一九九三年の」インタビュでは、シロタ・ゴードンは、「私は、二四条などの起草時に明治民法ないしその関連文献は全く参照しておらず、仮にも参照した関係者がいたとすれば人権の章の起草を共に担当したCivil Rights Committeeのワイルズ(H. E. Wildes)であろう」と言明している。さらに筆者は、「読んだことはないの、読みたい」というシロタ・ゴードンに乞われて、明治民法の英訳を送っている(一九九三年)。「2」ところが、シロタ・ゴードン／平岡(注35③)は一五六頁で、当時のシロタが「分厚い民法にも目を通して」。「3」辞書と大格闘を演じつつ、女性の権利の条項は繰返し読んだ。「4」改行「1」旧民法「いわゆる「明治民法」を指す」の第一、四条には(ヘ)「条文原文略……」とあって、妻は準禁治産者と同じ扱いを受けている。」とある。「3」筆者の記憶に過ぎないことを望むが、シロタ・ゴードンの事後調査と、新憲法起草当時のシロタの知識や作業が混同されてはいないだろうか？

一九九七年のシロタ・ゴードンへのインタビュ(前掲、注35②)に拠れば、「1」が正しく、「2」については、そもそも一九四六年当時、自分は民法に全く目を通していないので、すべて妥当しない、「3」は混同されている、とのことである。

尚、「1」の、ワイルズが明治民法を参照したか否かについては、ワイルズが憲法起草について残した数少ない文献のうち、H・E・ワイルズ、井上勇訳「東京旋風 これが占領軍だった」時事通信社、一九五四年(英語の原典は未見、和訳は原典の部分訳であり、原典からして二次的史料としての価値にも留保を付さねばならないが)にもこの点何ら記述はない。また、一九九三年の和田によるケイデイスへのインタビュ(拙稿「ケイデイス」参照)でも、この点は判明しなかった。

また、ここで確認しておく必要があるのは、この「18」(や「19」「20」)の文章には、シロタ起草の文言に、ワイルズ、ルーストが加筆修正した部分は少ないと思われる(シロタ・ゴードン／平岡、同前、一六五―一七二頁をとりあえず参照)ものの、シロタ・ゴードンは若干の修正の可能性を否定してはいない(注35①②のインタビュに拠る)点である。

(41) 原文は省略したが、ハッシー文書24-G-2-7から同18。(大丸、『憲法制定経緯』、二二四、二二六頁にも再録されている。)誤は、大丸、同前、同箇所も参照しながら、拙訳したものである。

(42) 尚シロタは、子の教育(左記「21」及び「22」「23」「24」等、ハッシー文書、24-G-2-8から9、大丸、『憲法制定経緯』、二二六―二二九頁に再録)、妊婦や、乳児の母の保護(前注、「19」第一文)等についての諸条項も起草していた。非嫡出子にも関連

し得る二例を挙げておくと、

21. すべて子は、その出生の条件のいかんにかかわらず、個人としての成長のため平等の機会が与えられなければならない。この目的のため、公立の小学校により八年間にわたる無償の普通義務教育が実施されなければならない。〔三〕

(犬丸、同前の訳に拠ったが、「無償」は誤植であろうため、「無償」と直した) (以下、中等及び高等の教育、教材等に関する規定が続く。)

(43) ケイデイスは、長すぎる、という点がよほど印象に残ったと見え、一九九三年のインタビュでも記憶にある数字をわざわざ掲げて、「二人権 (Civil Rights)」の部分は極めて長かった。千八百語はあったと思う。これを運営委員会が短くしたのだ。」と言っている (拙稿「ケイデイス」、一三五頁)。

(44) 一九九三年のシロタ・ゴードンへのインタビュ前掲 (注35②) に拠る。この点は、高柳ほか『憲法制定』〔特に一二〇四一二〇五頁〕にも詳細には見られない。

(45) この経緯は、G H Q 内部文書にある。W.N.R.C. Box No. 1445, Folder title/number: (24) Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution, held 5 and 6 [sic] February 1946, "SECRET Memorandum for Record, dated 16 December 1947 [sic] . Subject: (A) Preliminary Government Section Conferences on Preparation of Draft Constitution, held 5 and 6 [sic] February 1946," esp. page numbered 12, Sheet No. LS-24488. (見出しにも拘わらず、ここには二月七日以後の記録もあり、page 12 は七・八日の記録。尚木注の点は、拙稿「ケイデイス」、四七頁の注(10)にも言及しておいた。) 尚、一九九七年のインタビュ (前掲、注35②) で、シロタ・ゴードンは、ヘエラマンが運営委員会で手書きメモを取ってから、タイプ打ちの記録を書き起こすまで、六ヶ月が経過していると、ケイデイスが『生前』強調していた。直後に書き起こしたなら、『詳細経緯も』良く覚えていたであろうが、との趣旨を述べている。もし、ケイデイス、シロタ・ゴードンが言及する記録が、右のG H Q 文書ならば (他に該当するものは管見によれば見当たらない)、その記録の日付をみる限り、六ヶ月ではなく、一年十ヶ月が経過している。この点確かに史料としての扱いに注意が必要であろう。(本稿では、オリジナルの手書きメモと、タイプ打ち記録の詳細な比較は割愛する。差し当たり、村川・初谷、前掲 (注32②) を参照。)

この間の経緯の詳細は、既に高柳ほか『憲法制定』により概ね判明していた (審議の経過は一二〇四一二〇七頁〔本注冒頭のG H Q 文書は、ラウエル文書の右書のこの箇所の書き込み通り訂正されたと見られる文書〕、「第二次試案」全体及びその解説は一二二六一二三三頁、就中現行二四条の原型と、シロタ起草案項の削除の確認は一二三二一二三三頁。右書の一二〇四一二〇七頁の審議録の基とな

るメモは、ハッシー文書、19-C-4-19から同一24まで及び同一43、同一53「ホイットニーの〈鶴の一声〉で決着した旨」に見られる。これは、近時更に村川・初谷の右書に、順に二三六一三九、一四八、一五三頁に再録、またその和訳「部分的には疑問なし」とない―笹川ほか、前掲（注27）「エラマン手帳（E）メモ」その一も、一五二一五三頁の注（4）も同旨が六七七〇、七六一七七、八一一八二頁に、更にそれを「解説を加えて文章化」（二六三頁）したものが、一九四、二〇〇二〇二頁「右の〈鶴の一声〉に言及がないのはやや不十分か」にある。

同経緯につき、シロタリゴードン／平岡、前掲（注35③）、一七四一八六頁、特に一八三一八六頁も参照。

- (46) 筆者のシロタリゴードンへの一九九三年のインタビューに拠る（前掲（注35①））。シロタリゴードン／平岡、前掲（注35③）（一八五一八六頁）や、高柳ほか「憲法制定」（二二〇四一二〇五頁）も一応参照、但し、シロタが譲歩せざるを得なかった背景の説明はない。尚、シロタの運営委員会の出席について、シロタリゴードン／平岡、同前、一七三頁「最終行」、一七八頁「最終行」、一八四一八五頁は、二月八日の審議にシロタが全時間帯出席したかのような印象を与える。しかし、筆者による一九九三年のインタビュー（同前）でシロタリゴードンは、本稿本文の趣旨を述べている（拙稿「ケイデイス」、一四八頁）。

- (47) 同草案が、日本側に提示された際の経緯にみられる諸点のうち、特にマッカーサー草案の内容を、GHQが如何に位置づけていたか（換言すれば、日本政府側にこの時点で、どの程度裁量の余地を与え得るか）、については、本章、第七節の小括で扱うが、差し当たり高柳ほか「憲法制定」一三三三頁後半からの三三四頁に及ぶパラグラフのホイットニーの発言（和訳は三三二、三三三頁）に注目する必要があることのみ指摘しておきたい。

- (48) マッカーサー草案から始まり、四六年三月二日の日本政府案・同六日の政府の憲法改正草案要綱・四月一三日作成の同一六日閣議決定の同一七頁発表の政府草案・六月二〇日帝國議會提出の「改正案」・八月二四日衆議院修正議決の草案・一〇月六日貴族院修正議決の草案（以上の詳細は左の書の二頁も見よ）に至る、日本国憲法の条文毎の詳細な変化一覧表が、『日本国憲法各草案の沿革』（憲資・総第三十八号）憲法調査会事務局、一九九九年七月にある。現行二四条の条文の変遷につき、五一―一五三頁が参考となる。

また、笹川・布田、前掲（注4）「憲法改正草案要綱の成立の経緯」（4）、七六一七九頁は先ず、マッカーサー草案から三月五日の交渉後の案（同前（1））、五七頁で三月五日の「閣議付議案」と名付けられている。本稿では後注71を付したものにあたるとまでの二四条の詳細な変遷を掲げ、続いて七九一八二頁で、その変遷の経緯を説明しており、極めて有用である。

- (49) マッカーサー草案は、以下所りのない限り、差し当たり、犬丸、『憲法制定経緯』、四三六―四六三頁の英文に拠った（外務省による和訳も参照）。「二三条」は四四四―四四五頁。

この英文草案の、外務省による訳は、(例えば)佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三卷、三六頁にもある「日本国憲法(いわゆるマッカーサー草案の外務省訳)」であり、二月二三日の日本側への手交後、外務省が訳したものである。参考までに掲げておく。

第二十三条 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ渗透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互合意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ

尚、日本側がG H Qの草案を如何に理解したか(あるいはしていなかったか)、という翻訳にも関連する問題に関し、Kyoko Inoue, *MacArthur's Japanese Constitution: a linguistic and Cultural Study of its Making*, University of Chicago Press, Chicago, 1991は、和英の言語の差が、憲法をめぐる日本政府とG H Qの交渉に如何に作用しているかについて、言語学の立場から興味深い知見を示す。(和訳が、キョウコ・イノウエ著/監訳、吉岡彰一・五十嵐雅子訳『マッカーサーの日本国憲法』桐原書店、一九九四年。)特にChapter Six: Individual Dignity and Equality of the Sexes in Marriage, pp. 221-265, 及び Conclusion のうち pp. 266-269 は、二四条の成立過程(草案の変遷も含む)を対象にしている点で、本稿の関心を共有している。就中、帝国議会での閣僚・議員の発言議事録をフォローしている点では、本稿の以下の本文と、作業においても共通する。(和訳書では、第六章「個人の尊厳と婚姻における両性の平等」は三四七―四一七頁、「結婚」の関連部分は、四二〇―四二三頁。特に、同和訳書 三七〇―四一六頁が、和文議事録原典を(芦田小委員会等、翻訳当時参照できなかった部分は除く)引用している部分は、本稿よりも徹細に入っており、本稿の関心のためにも有用である。)ただ、同書が基本的には、言語学の立場から二四条の成立過程を検討する点では、本稿の関心とは立脚点を異にしているため、詳細な検討は割愛し、今後の課題とする。ここでは、(左記の Ramseyer の反論にも拘わらず) "individual" と "個人" "dignity" と "威厳" "權威"乃至 "尊厳"の語が意味するところの (ニュアンス以上の) 差異、その差異を必ずしも明確に意識し得ないことによるコミュニケーションのギャップ、といった点では、和田は基本的には Inoue の説の支持に傾くことのみ言及しておく。(同書の趣旨に少なからぬ反対を唱えるのが、日本語と日本法に詳しい法学者 J. Mark Ramseyer による本書の書評、"Together Duped: How Japanese and Americans Negotiated a Constitution Without Communicating, *Law in Japan*, Vol. 23, pp. 123-126 (1992))

(50) 尚、マッカーサー草案の二二条の第二文は、"Article XII The feudal system of Japan shall cease." (外務省による訳文は「日本国ノ封建制度ハ終止スヘシ」)であった。序節第一款で述べた「マッカーサー三原則の第三(注9、10参照)が条文化されたわけで

ある。この一文が削除される経緯につき、後注58を参照。

(51) 佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三巻、九七頁に拠った。同、九三頁は、この段階の日本政府の草案を「日本国憲法（三月二日案）」としている。

(52) この交渉に至った経緯や、交渉の全般については、佐藤・佐藤、同前以外には、笹川・布田、前掲（注4）「憲法改正草案要綱の成立の経緯」（2）、五五―六七頁が、詳細な検討を行っている。特に六一―六三頁の注（四）―（四）は、この交渉の出席者（通訳を含む）を確定すべく、細かい検証を試みている（通訳の評価にも同書は言及する、後注66参照）。また、同前（2）、六三―六四頁の注（四）の古関の（二四九頁の）誤りの指摘などを留保しつつ、例えば古関、前掲（注16）、一四四―一六一頁も参照。

(53) 以下、二四案の審議の際の出席者など一見些末に思える点も、審議の状況の再構成のため、殊に案を了承した日本側が果たして誰だったのか、加えて日本側からの更なる対案提出などなかったのか、等を確定するためには、看過できない。

尚、二四案の審議の際の詳細には言及していないが、笹川・布田、前掲（注4）「憲法改正草案要綱の成立の経緯」（2）、五七頁は、「日本側は、主として佐藤「…」が応対し、白洲「…」と「…」シロタ「…」がその通訳を務め、長谷川及び小畑「…」は条文整理の筆記を担当していた」とする。（以下の（3）は、この（2）の記述を九二頁で引用しつつ資料により補足する。）更に、（3）の末尾の部分、八三―九二頁は、交渉の場所の検討により審議過程の分析を試み、興味深い点を指摘している。二四案の審議について特記された点はないが、八九―九二頁に、佐藤、岩倉により、小畑、長谷川、シロタ、白洲等の通訳の様子が回想されている。これは、八九―九二頁に引用された「国立国会図書館憲政資料室・日本国憲法制定に関する談話・六「岩倉規夫・藤崎萬里・談話（昭和三〇年五月二〇日録）」の一部であり、笹川はかは同資料に拠りつつ、三月四日から五日にかけての交渉の様子を検討している。（この「岩倉規夫・藤崎萬里・談話」は和田は未見、未聴であるが、引用の頁数等がないところからみると、憲政資料室の資料が録音で、これを笹川ほかを書き起こしたものの引用と思われる。）その他の詳細は同前に譲るが、（3）の八二頁は、「参考」として、GHQ/GSとの交渉が行われた、「第一生命館6階平面図」を掲げ、八三頁では「民政局による憲法案起草過程を再検証しようとするとき、その「…」現場である第一生命館6階における間取りや部屋割りの詳細についての知識が重要な意味を持っていることに改めて気付かされる」とする。

(54) 佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三巻、一〇五頁。この時、佐藤は白洲、長谷川、小畑には初対面で、後二者は「外務省での翻訳のベテランとして紹介された」という（同頁）。（他方で、シロタ・ゴードン／平岡、前掲（注35）、二二頁、鈴木、前掲（注32）、三〇九頁は四日午前の会議のメンバーのみ掲げるが、前者二二頁、二二七頁に拠れば、ジョセフ・ゴードン（Joseph Gordon）中尉

はこの夜の会議から翌日遅くまで出席。)

(55) 同前、一〇六、一〇七頁。

(56) 同前、一〇七頁。

(57) 以上、同前、一一〇頁。

(58) このGS内部での検討の際に、第二二条の第一文にあった“Article XII The feudal system of Japan shall cease.”(注50参照)が、先ずケイデイスの発案により、更には、ホイットニーが、マッカーサー自身の考えを代弁して、削除を提案したことにより、削除が事実上決められた模様である。ケイデイスにつき、ハッシー文書、191C-5-11及び2の経緯参照。笹川はか、前掲(注27)「エラマン手帳(E)メモ」その一、一五五頁が原典、その二、一一四頁が和訳。ホイットニーにつき、ハッシー文書、261C-15-11参照。笹川はかその一、一五九頁が原典、その二、一一八頁が和訳。その一、一五九頁の原典は、翻刻にも依拠しつつ、和田が読みとったところでは、“MacArthur feels too offensive + [sic] since constitution.”とあり、更にその部分全体に大きく×印が付けられている(削除の意?)。意味するところは、概ね、その二、一一八頁の通りであろうが、“too offensive”は、「嫌味」というより、文字通りGHQ側から、日本の法制度を攻撃している格好になりすぎる、という意味も当然込められている。

(59) ハッシー文書、261C-15-11及び9参照。笹川はか、前掲(注27)「エラマン手帳(E)メモ」その一、一五九頁が原典、その二、一一八頁が和訳。

(60) ハッシー文書、191C-5-11から37(Microfilm reel No. 6)に拠れば、GSが先ず、日本側の人員を交えずに、日本政府の三月三日案(英文)を検討した際に、検討の順序、条文番号から判断して、同案三七条(現行二四条に相当)への言及はハッシー文書、191C-5-17から同8辺りにあり得るが、何もない(笹川・布田、前掲(注4)「憲法改正草案要綱の成立の経緯」(4)、八一頁の注(28)も、その旨指摘する——但し、同注が引用する261C-12-11から4は、和田は未見)ことから、同条はこの時には取り上げられなかった模様である。(尚、ハッシー文書のこの191C-5-11から37の部分は、笹川はか、前掲「エラマン手帳(E)メモ」その一、一五五—一七三頁でも、写真版で見ることが出来る。)

(61) 以下に述べる、この時の本条項の審議経過については、拙稿「ケイデイス」、特に一三五—一三六頁本文のケイデイスの発言と、一四五—一五〇頁の関連注(シロタへの和田による一九九三年のインタビュー、前掲(注35①)の批判的検討も含む)を参照。

(62) ケイデイスは、ゴードン、シロタ、ヘースコヴィッツが通訳していた、とする(拙稿「ケイデイス」、二三五頁)。他方、シロタ

ゴードンへの和田による一九九三年のインタビュー(注35①)に拠れば、GHQ側の在席者は、二四条の審議時、このほかにも民政局の通訳として、二、三人日系二世がいた、としている(同前 一四八頁、注(13))にも、次の点を除いて同趣旨を述べておいた。尚、Heskovitsは、その後Hesleyと改名している(一九九七年のシロタリゴードンへの筆者によるインタビュー、前掲(注35②)に拠る)。ケイデイスは一九九三年のインタビューでは、Hesleyの名を用いていた。(従って、右拙稿「ケイデイス」、一四八頁、注(12)で、Hesleyの first name 及び綴り未確認・不明としていた点は判明した。更に注(13)で、ケイデイスが名を挙げた Hestley に加えて、シロタが Heskovits を挙げていた点、は訂正が必要となる。)尚、(本稿本号)注(17)末尾の正誤表参照。

佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三巻、二二二頁、や、シロタリゴードン／平岡、前掲(注35③)、二二五―二二六頁、鈴木、前掲(注32②)、三一―三二頁にも、この時の在席者のリストは、GHQ側・日本側を問わず、ない。

(63) ケイデイスへのインタビューに拠れば、ホイットニーは別室の自室におり、ワイルズ、ルースとも同席していなかった、という(拙稿「ケイデイス」、二三五頁)。

(64) ケイデイスに拠れば、通訳は白洲(次郎)がおり、更に「内閣」法制局(Legislative Bureau)からも二、三人、英語の上手な者がいた」という(拙稿「ケイデイス」、二三五頁)。同拙稿、一四九頁の注(15)にも述べた通り、小畑(説きは「おはた」か?)もいたようであり、シロタリゴードンへの和田によるインタビュー(前掲(注35①)に拠れば、「この条項の交渉の時に在席していた日本側は通訳を含めて三名で、佐藤は間違いなくいた。他の人の名は覚えていない。白洲が在席していたかどうかはわからない(白洲は全般的に、部屋に出たり入ったりしていた)。(佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三巻、二二三頁の記録からしても、佐藤本人は在席していたと思われる。

(65) 日本側発言の文言は、ケイデイスの回顧に拠る。ケイデイスもこれが日本側の誰の発言であったかは記憶していないという。拙稿「ケイデイス」、一三六頁参照。前注から判断すれば、(少なくとも)基となる日本語での発言者は佐藤であった可能性が高い。一九九三年のインタビューでのシロタリゴードンに拠れば(注35①)、暫くして対立のない審議が続いていたのと対照的に、二三条が組上に上がったとき、日本側は強く反対し、その場の空気が一度に緊張した、それで「私の眠気は吹っ飛んだ」(この引用のみ、シロタリゴードン／平岡、前掲(注35③)、二二五頁)とのこと。

(66) 「多くを期待」という訳は、一九九三年のインタビュー(注35①)で、シロタリゴードンが、この英文第一文の彼女自身による理解は、She is expecting much from it. である、としたことに一応依拠したもの。更に、以下本注で述べる様に、この「受け容れ」た具体的経緯についても、基本的にはケイデイス及びシロタリゴードンに拠るインタビューや文献(拙稿「ケイデイス」や注35の諸文

献に從つた。日本側(例えば佐藤・佐藤『憲法成立史』第三卷)には、日本側が本条項に先ず強く反対し、ケイデイスの発言を受けて、一転してこれを受け容れた、という経緯に関する史料は管見では見あたらない。

先ず、和田による一九九三年のインタビュー(注35①)で、シロタリゴードンは以下の趣旨を述べている(拙稿「ケイデイス」、一四九頁の注(19)をそのまま引用する)。

「私はこの日の交渉には、純粋に通訳として在室・同席していたので、ケイデイスがこの一言を言ったときに、日本側は私がこの条項の草案を書いたことは全く知らなかった。しかし、私は、日本側の通訳を手伝っていて、その仕事ぶりによって日本側によく思われていた。ケイデイスはその様子も知っていたし、そのために彼のこの一言が効果があったのであろう。つまり、この二四条の検討で雰囲気緊張した際に、ケイデイスが私の仕事ぶりを引き合いに出し、へあなた方のためにこんなによく通訳の仕事をしてきているシロタさんが、この条項に大きな思いを込めているのだから、通じてやればいいじゃないですか」という趣旨を伝えることにより、その場の緊張を解いて(Engage, Engage)日本側を同意させた。ケイデイスの心理作戦が実にうまく功を奏したと思う。」

鈴木、前掲(注32②)、三二一—三二二頁、及びシロタリゴードン／平岡、(注35③)、二二六頁、両箇所彼女の彼女の回顧も、次注で述べる点以外はほぼ同趣旨である。また一九九三年のインタビューでも、ケイデイス自身もシロタリゴードンのこうした理解に反論を唱えていない。(拙稿「ケイデイス」参照)

次に、日本側では、佐藤が、シロタの仕事ぶりへの、日本側の評価を裏付けしてはいる。曰く、「私の通訳は、大体ミス・シロタという司令部側の若い婦人がやってくれた。」「……このシロタ嬢で十分であった。この人は「……日本語もよくわかるし、頭も鋭敏で私の意のあるところは、そのままに伝えてくれたと思っている。」(佐藤・佐藤『憲法成立史』第三卷、二二〇頁)。更に、直川・布田、前掲(注4)「憲法改正草案要綱の成立の経緯」②、六一—六三頁の、注(四)―(四)は、この交渉の出席者(通訳を含む)や、通訳の評価について細かい検証を試みているが、特にシロタにつき注(四)を参照。

(67) 先ず、前注のシロタの言を参照。また、ケイデイスの本文と同趣旨を述べる言につき、拙稿「ケイデイス」、一三六頁。更に一九九七年のインタビュー(注35②)で、日本側が知っていた、とする次の(一)の文献を和田が提示したところ(以下、右拙稿「ケイデイス」、一五〇頁、注(20)の引用、(一)内のみ、本稿での便宜的・事後的加筆及び注番号の置換、

(一) シロタリゴードン／横田、前掲(注35④)、六八頁下段、前掲「ベアテの日本国憲法 中」(注35②)、シロタリゴードン／平岡、前掲、注35③)、二二六頁、鈴木、前掲(注32②)、三二二頁はいずれも、シロタが本条項の起草者、とケイデ

スが説明したとしている。(2)しかし筆者による(一九九三年の)インタビューでは、シロタリゴードン、ケイデイスとも「シロタが本条項の起草者である旨を、日本側はこの時もその後も知らないままであった」旨を言明している(See Wada (Mikihiko Wada, "The Japanese Family Law Reform during the postwar Occupation: Was the 'House' (ie) Abolished?" *SUB-THEME (N)*, *The Proceedings of 1995 Annual Meeting, Research Committee on Sociology of Law, International Sociological Association, Papers, Section Meetings V*, edited by Japan Committee for the RSL 95, 1995), [], p. 4, footnote 11)。
シロタリゴードンは、「(一)は四文献とも誤りで、(2)の通りである」と再度明言している。特にシロタリゴードン/平岡、前掲(注35③)、二一六頁のケイデイスの発言、「この条項は、この日本で育って、日本をよく知っているミス・シロタが、日本女性の立場や気持ちを考えながら、一心不乱に書いたものです。悪いことが書かれているはずはありません。」について、シロタリゴードンは、「ケイデイスは確かにこの内容を話したが、それはずっと後の、一九九〇年代に入ってから鈴木昭典氏等によるインタビューの際であろう。平岡がそれを、この徹夜交渉の時のこと、として誤って書いてしまった」との趣旨を述べている。

(68) 佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三巻、一二三頁。

(69) 以上、同前、同頁。より早い時期の史料である、交渉直後に佐藤達夫が作成した「三月四、五日両日司令部ニ於ケル類末」(昭和二十一年三月)は、東京大学法学部研究室閉架書庫にて閲覧できる「松本文書」中、二の(三四、五九一―六二〇頁)に見られるが、そこにはこの文言は「ザッツベター」とある。同箇所は、笹川・布田、前掲(注4)「憲法改正草案要綱成立の経緯」(4)、八〇頁にも引用されている。(東京大学法制史資料室に所在、との指摘が「同」(一)、三三三頁にある。)

(70) ハッシー文書、19-C-5から8のエラマンのメモには、二四条の変遷、特にこの時の交渉については何ら記録がない。

先ず、ハッシー文書、19-C-5-38から64(Microfilm Reel No. 4)に拠れば、同箇所冒頭でエラマンが「Combined Session」と記して、即ち「The Diet」(改行)XXXIXと書き始めていることから、エラマンは、本稿本文の、GSと日本側双方が出席した本条をめぐる審議・交渉の経緯及び条文の変遷については何ら記録していない。(笹川・布田、前掲(注4)「憲法改正草案要綱の成立の経緯」(4)、八二頁の注(26)も、その旨指摘する。尚、ハッシー文書の同19-C-5-38から64は、笹川ほか、前掲「エラマン手帳」(E)メモ「その一、一七四―一八八頁でも、写真版で見ることが出来る。」のみならず、ハッシー文書、26-C-2-6の日本政府の三月二日案の英文の三七条(本稿本文で述べた通り現行二四条に相当)にも、「？」マークの書込があるのみで、何ら修正は施されていない。これは、エラマンが二四条審議の際に出席していなかったこと(本稿での検証結果と合致する)に加え、この審議での修正(本文参照)の報告も(少なくともこの日は)受けなかったことを示唆する。(尚、ハッシー文書の同箇所は、笹川ほか、前掲(注27)「エラ

マン手帳 (E) メモ」その四、九九頁に「翻刻」がある。

(71) 佐藤・佐藤、『憲法成立史』第三巻、同前、二六六頁。(同二六三頁は、この草案を「日本国憲法 (三月五日案)」と呼んでいる。英文は後注74所引のものと、post %%, の表現以外は同一であったであろう。

(72) 同前、一七五頁。

(73) 同前、一八一頁にもその旨指摘がある。

(74) 同前、一九一頁(同二八八頁は、これを「憲法改正草案要綱 (三月六日要綱)」としている。尚、佐藤・佐藤の同前書と、他史料で若干仮名遣いに本質的ではない差があるが、本稿では、佐藤・佐藤に従っておく。) 英文は PRJ Vol. II, p. 632.

(75) 事実、時系列上はこの後、同じく一九四六年の五月八月になるが、二章で扱う通り、民法改正を担当したオブラーは、形式的・象徴的な「家」の存置は許容範囲としていた (D) は無謬だが、(C) 程度もか?。

(76) 確かに、シロタの「第一次試案」の「20. 「三」長子相続の諸権は、ここに廃止する」は、こうした点に互る内容は、民法に規定すべきだ、とのケイティスの方針で吸収されている (既述)。しかし、これは「長子相続」は存置・廃止の選択の余地がある、と GHQ/GS が考えたからでは必ずしもない。一九九三年のインタビューで、ケイティスは、「憲法二四条が「事実上」成立した後で、なおかつ「家」を残すことはそもそも不可能だから、GHQとしては「家」については廃止云々を言う必要はない。つまり、戸主権の具体的内容を二四条は簡条書的に否定しているのだから、「家」は実質的に廃止される以外選択肢はないであろう」と当時から考えていた模様である (拙稿、「ケイティス」)。一三八頁の右引用箇所の前後も参照 (傍線は右拙稿にはなく、本稿で和田が付した)。

これに従えば、家督相続も実質的には廃止、との目算であったらうと思われる。

(77) ハッシー文書 (Microfilm) の Read Nos. にある、28-B-5、28-B-6、28-B-9。

(78) 拙稿「ハッシー文書に見る日本国憲法の二草案——一九四六年三月六日と四月八日の間——(上)(下)」「ジュリスト」順に二〇五八号 (一九九四年二月二十五日号) 四六—五四頁、一〇六〇号 (一九九五年二月一日号) 八一—八七頁。

(79) この草案について、一九九七年のシロタ・ゴードンへのインタビュー (前掲 (注35②)) で、(拙稿「ケイティス」の一五一頁、注(24) で述べた) 九三年のインタビュー時よりも更に詳しく質問したが、この草案作成者・その国籍・GHQの入手経緯等々も、何ら新たな点は判明しなかった。

即ち、注77の、ハッシー文書 (Microfilm) の Read Nos. にある、28-B-5、28-B-6、28-B-9をハードコピーに複写した、三通りの日本国憲法草案文書 (内容・文言は、ほぼ同一) 全部をシロタ・ゴードンに初めて直接提示して、現時点では判明していない、

作成者、その国籍、原典の言語、GHQの入手経緯や、ハッシー文書28-B-5の手書き部分の筆跡の主について、コメントを乞うた。しかし、先ず最後の筆跡については、シロタのものではなく、彼女の夫、ゴードン氏の筆跡でもない、かつ筆跡の主も判らない(「従って、彼女の記憶にある、見慣れたGHQ/GS内部者の筆跡ではない」、但し、見たところ「英語国在住経験がさほどない日本人」の筆跡ではなからう、との和田の見解に同意した(最後の点は、前注、拙稿中の注(5)に私見を示した)。更に、シロタ・ゴードンは、「二五条」の三項を読んで、「That is not an English speaking person.」[sic]、即ち、英文が稚拙であり、英語を母国語とする者の所為ではなからう、との趣旨を述べており、この点も右拙稿「下」、五三頁の注(35)の私見と軌を一にする。尚、前記の作成者ないし入手経路についても、この草案について一般的にも、何も覚えていない乃至知らない、とのことであった。

また、後注82の、ハッシーによるメモランダムも同様に提示して読んでもらい、草案原典が日本語である(その場合は作成者もほぼ日本人と推測できる)可能性について、具体的にはメモランダムの末尾の「Incls: Cpy [sic] Revision of Constitution (Yan)」の「Cpy」の意味をどう思うか、ただしたところ、「日本国憲法」という意味ではあり得ない。「日本語」という意味の可能性はある。しかし、ハッシーのメモランダムの冒頭の内容から判断すれば、このメモランダムは日本人による草案に言及しているのは明白だ。〔This obviously refers to a draft by the Japanese.〕とのことであった。

これに加えて、推測の域は出ないが、「議員、閣僚は、『三月四日・五日の交渉の後』憲法草案を検討していたのだから、〔この草案を作成した〕可能性があるのではないか。〔日本政府からのもの「草案」だということは明白であるかのようだ』三月四日〔から五日にかけて〕の交渉の後、GHQのメンバーなら誰にせよ、『交渉で日本側と同意した草案と異なる』別の草案を書く理由は、絶対がない。従って、日本側『の誰か』が書いた草案に違いない。』とのシロタ・ゴードンのコメントもあった。(インタビューでは、日本政府の公式案ではあり得ない旨、和田より右拙稿「下」、五〇―五二頁の趣旨を説明したが、「政府」案であるとの可能性は捨てきれない、というのがシロタ・ゴードンの趣旨であろう。)

尚、注29で述べたMoore教授より、この草案は、内閣法制局により作成されたと思われる。四月に、入江や佐藤(多分)がGSと三月六日の要綱の修正を交渉しているが、その時に出された草案であろうとの趣旨の電子メールを、校正中の一九九七年九月一八日付で受領した。しかし、この時期の法制局とGS間の交渉に言及する史料、即ちハッシー文書(アクセスし易い例として、大井『憲法制定経緯』再録のもの参照)ほか、GHQ内部文書、更に佐藤・佐藤『憲法制定史』第三、四巻をはじめとする日本側史料にも、この草案に直接言及したとみられる記述は、皆見によれない。

(80) この「二五条」の詳細な点と、この後簡単に述べるハッシーによる草案全体に対する評価、更にその再評価は、拙稿、前掲(注

78)、「下」四八頁、及び五三頁の関連注を参照。(英語の原文は、注77の文書、就中28-B-5-7から同18にあるが、詳細は同拙稿、同前、同箇所を参照。)

(81) 筆跡・内容・体裁からハッシーの手元控え用と見られる六頁に及ぶメモの、二五条に関する部分。ハッシー文書、28-B-4 (Microfilm Reel No. 3)。

(82) ハッシー文書、28-B-1 (Microfilm Reel No. 6)。犬丸、『憲法制定経緯』、二二六―二一九頁にも全訳付きて掲載。尚、引用は、犬丸、同書の和訳(五三四頁によれば大越康夫氏の訳か)をほぼ採用しつつ、必要に応じて和田が修整した。

(83) 拙稿、前掲(注78)、「下」五一―五二頁の「VI、終わりに――本修正案の位置づけの試み・その検討の意義」、及び五四頁の関連注を参照。尚、注29も参照。

(84) 換言すれば、修正の可能性を生み得たならば、それはG H Qの立場からは、国民からも直接広く修正案を募る(公にせよ、密かにせよ)手続論なのか、内容にも(G H Qが確信を持ってない部分があるなどしたため?)修正を考慮すべきだ、という実体論なのか、あるいは更に、この両者は実態上は同一、となるのか)を今後徹密に検討する必要がある。

(85) 以下は、村川一郎 編著『帝國憲法改正案議事録――枢密院帝國憲法改正案審査委員會議事録――』(国書刊行会 一九八六年に拠る。参考までに、枢密院では現行一四条については実質的議論は何もない。

(86) 村川、前掲(前注)、口付は七七頁、また一六頁に拠れば林は、林 頼三郎。

(87) 同前、七八頁。

(88) 尚、同前の口語文解説八六―八七頁では、答が「入江法制長官は」(八七頁)と入江のみになっている。

(89) 同前、七八頁。

(90) 傍線和田、質問と答のニュアンスの変化に注意。広範問を意味しうる「家族主義」に対し、返答は、より狭い範囲の(ニュアンスとしては法律上の)「家族制度」に限定している。

(91) 記録に見るこの松本発言は、現実論・道德論・法律論が混在している。この箇所までは現実論・道德論であろう。何故なら、法律論ならば、「放任スルノ意」である! (もっとも、この箇所までは、注93の部分の未成年のケースのみを念頭に置いた法律論、と理解することも不可能ではないが)。

(92) 例えば戸主の同意であろう。

(93) ここは法律論である。

(94) 以上村川、前掲(注86)、七八頁。記録上は、松本は具体的に開かれていないにも拘らず、婚姻について説明している。

(95) 第五回、五月八日の審議が、同前九二九三頁、口語文解説が一〇〇頁。草案三条(現行二四条)の「財産権」の意味するところは狭義で、入江／佐藤の発言として「家ヲ中心トセル夫婦財産制ノ意ナリ」とある。この時点でまだ入江あるいは佐藤が、「家を中心トセル」と、「家」制度を大前提として説明していることに注意。この発言は、「家」を、法的制度か、社会慣行的なものに留めるのか、明言していないが、それ故に法的「家」制度の存廃にかかわる方針が未だに見えないことが、改めてあぶり出される結果となっている。尚、この説明は、「その他家族に関する事項」を全項目に当て嵌めればありうるが、その妥当性はやや疑問である。入江を初めとし、日本政府の高官が如何に草案二条を狭く解釈(することを希望)したかの好例であろうか？

(96) 第九〇回帝國議會での憲法審議を文言はそのまま整理した文献は幾つかあるが、これを「一次文献」として利用するには注意を要し、基本的には議事録原典にあたる必要がある。例えば、清水「憲法審議録」第二卷(本稿本号末尾の略語表参照)四八一―五四五頁は、現行二四条に関わる議会議録を細いテーマ別に整理したものであり、直接引用文の参照にも、また索引としても便利である。しかし、直接に該当条文(例えば現行二四条)を対象とした議論を中心に採録しているための欠落の例として、第七節本文に引用する沢田の発言はこの二四条関連発言の所には引用されていない。またテーマ別整理であるがゆえに、引用箇所は細切れになった嫌いがあり、場合により重要な前後関係がこの文獻のみでは判明しないことがある。『帝國憲法改正審議録(上)』——基本的人権編(上)——『同(七)——同(下)——』(憲資・権 順に第九号・十一号)憲法調査会事務局、順に一九五九年三月・八月「前者が衆議院・後者が貴族院の審議録の整理である」は、清水よりも網羅的かつ時系列である(そのメリットを活かすため、細かいテーマに分断していない)が、清水につき最初に挙げたと同様の限界がある。二四条を扱ったのは、前者は五七―六八頁・後者は九〇―一〇一頁(ともに議員の発言の索引)及びそこに示された頁(後者にはやはり、第七節の沢田発言は採録されていない)である。但し、以下では単に(読者の)参照の便宜さから右記二文獻から引用しておく。

(97) 本文引用部分のコンテキストを明示しておくために、この質疑応答の主要部分を以下に掲げる(次注以降の、同種の引用も、同日的である)。

原夫次郎(日本進歩党) 私が茲に尋ねんとする家族制度の問題は、二十二条「現行二四条」に規定致してある全部を申すのではないのでありまして、その家族制度の中の、我が国のこれまで伝統的に参つて居る家督相続の問題、第二には戸主権の問題であります。「一」先ず総理大臣にこの我が国の家族制度に付ての大体の所見を承りたいと存するのであります。

内閣総理大臣 吉田茂 「一」改正案第二十二条第二項に於きまして、財産権、相続、家族に関するその他の条項が規定して

ございますが、これは個人の權威と兩性の本質的平等に立脚する旨を制定して居って、その目指す所は所謂封建的遺制と考えらるる、或いは封建的遺制と解せらるるものを払拭することが主眼であります。随って戸主權、家族、相続等の否認は致しませぬ。随ってその主眼の下に主として規定されて居るのであります。日本の家族制度、日本の家督相続等は日本固有の一種の良風美俗であります。この点に付ては特に何等規定して居りませんが、今議會に於て各位の御議論、委員会等の御意見を十分に參酌致しまして適宜に改廃を行う考えであります。(清水「憲法審議録」第二巻五〇一頁、衆議院本會議六月二六日)

(98) 前注の吉田の答弁のコンテクストから、以下の一文の主語は「文法上のみならず、吉田の趣旨としても」「改正案第二十二條第二項」であり、吉田自身ではない。先ずは「首相の吉田」の二四條解釈を述べているのであって、これを、吉田を主語と解して「首相の吉田は「戸主權、家族、相続等の否認は致しませぬ」と直ちに読み替へることは出来ない。(読み替へ得る可能性の政治的效果については、ここでは論じない。)

(99) 詳述しないが、「個人ノ權威」の意味は、この時点で議會でも必ずしも具体的にあるいは一義的に理解されておらず、「家」存廢に對して如何なる効果を持つのか、未だ明白になっていない。従って、吉田が「個人ノ權威」と「家」存廢の關係を、如何に意識していたか、もつては一旦検討の対象から外す。この点について、吉田発言に限らず、See Inoue, *supra* note 49, esp. Chapter Six and Conclusion mentioned therein. (和訳、井上、前掲(注49)、特にそこに示した第六、章と「結語」を参照。)

(100) この質疑応答の主要部分を以下に掲げる。

北浦圭太郎(日本自由黨) 戸主權を中心とする家族主義をこの草案は根柢的に破壊致しまして、夫婦中心の個人主義に改正する。従来の民法、「三」その他戸籍法等の特別法に至るまで全面的に改正を促して居りますが、結局この改正に依りまして戸主權並に親權が根柢的に動揺致すと思ひますが、「三」随って道義の根本たる父母に對する孝道は愈々衰へて行く。「三」國家が戸主權並に親權を認めることに依りまして、家族亦随って父母を尊敬すべき理由を知り、その權利を中心と致しまして、父母に對する孝道、兄弟の友情、夫婦相愛の道が立ち、一家相齊うことに依って天下の泰平を致して来たことは、実に我が日本の伝統的特長であります。「三」この憲法草案は、従来の帝國憲法の特長でありました天皇に對する忠義は全く消滅した。それは已むを得ませぬ。併し治國平天下の根本道徳である孝道まで亦破壊せられんと致しますことは、熟考を要する問題であります。「三」草案を読んで見ますと、従来の親族法、相続法は個人の權利「威」の誤植か」に立脚して改正せられますから、余程御注意なさらないと、子供は親の意に反して妻を迎へ、住居を変へ、親の意に反し善良なる妻を離婚する。「三」

國務大臣 金森徳次郎 家族制度、相続制度にも相当の変化のあることは予見できますけれども、「三」これに依って直に

(101) 戸主権とか親権とか云うものがなくなると云う前提は執つて居りませぬ。(清水『憲法審議録』第二卷五〇一—五〇三頁、同日) この質疑応答の主要部分を以下に掲げる。

北浦圭太郎(日本自由党) 民法七百七十一條に依りますと、子が婚姻をなすには、父母の同意を必要[「…」]離婚にも民法第八百九條に同様の規定[「…」]斯う云う親の承諾と云うようなことはなくなるのではないか、[「…」]家督相続の順位は、両性の本質的平等に依り変更される予定でありますか、[「…」]遺産相続、遺留分に変更が生じまするか、[「…」]

(102) 司法大臣木村篤太郎[「…」]只今司法当局と致しましては各種の委員会を設けて、この憲法の草案の原原則の趣旨に副うて立案中であります。今私は此處でこの私見を申上げること差控えたいと思います。何れ委員会に於て十分に検討した上で、それ等の点は立案されると思います。(同前、四九八頁、衆議院前出委員会七月二日) この答弁の主要部分を以下に掲げる。

(103) 司法大臣 木村篤太郎 現行民法は封建的色彩を持って居ると云う非難を蒙るのは何処にあるかと申しますと、要するに、余りに戸主権並に夫権が強かったと云う点にある[「…」]戸主権に致しまして、家族の婚姻の同意権、或は居所指定権と云うようなものも亦、封建的色彩を持って居るといっても過言でなからうと思います。此の新憲法草案実施の晩に至りましてはこれらの点に対しては十分考慮しなければ相成らぬと思います。(同前、五〇八頁、衆議院同前委員会七月六日) この答弁の主要部分を以下に掲げる。

(104) 司法大臣 木村篤太郎 この憲法草案に於きましては、個人の權威と両性の基本的權利、平等の權利、これが基本になって居るのであります。この線に沿うて總て家族制度を推進して行こうと云う意味であります。今お話し戸主権の問題であります。が、或いは戸主権と云ふ文字が使われるか、改正されるか、今の所は私は明言できませんが、少くとも家の中心と云うものはないければならぬと思います。(同前、五二〇頁、同七月二七日) この答弁の主要部分を以下に掲げる。

木村 日本家族制度は、[「…」]併し従来戸主権が余りに強過ぎ、[「…」]封建的殘滓が非常に多かったのであります。[「…」]將來日本の家族制度を如何に建直して行くか、[「…」]男系の長子相続制を維持して行くかどうか[「…」]は、只今内閣に於ても臨時法制調査会を設けて、この点に付て司法省の所謂審議会と相連繫を保つて万違算なからしむる様に調査して居ります。(同前、五二二頁)

年表

法学志林 第九十五卷 第二号

衆・貴・参・衆議院・貴族院・参議院
(での該改正法案の審議)

日本国憲法施行 53

171月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
閣			4 20 衆院選	4 25 衆院選	5 23 片山首相指名	6 1 片山内閣成立	片山内閣													
5次草案⑤			6次草案⑥		7次草案⑦		8次草案⑧		改正法案国会通過											
1 4	2 8	3 1	3 18	3 28	3 31	5 12	6 24	7 7	7 15	7 23	8 30	9 27-29	10 18-23	10 1-4	10 24	10 30	11 6	11 21	12 9	
衆			貴		GS対司法省会談		参		参		参		参		衆議院		衆			
171月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
1 15 ⑤次草案			3 1 ⑥次草案		4 18 通達（新憲法施行への対応）		6 30 ⑦次草案		7 21 ⑧次草案		7 30 ⑨次草案 戸籍法改正の法律案		8 8-11 13-20 ⑩次草案 改正法案国会通過		9 9 18 ⑪次草案 （国会提出案）		10 2-4 13 18 25 28 6 ⑫次草案		12 12 25 改正法案国会通過	

八五

[illegible]